

日本經濟政策学会編

經濟政策の國際比較

—日本經濟政策学会年報XXI—

1973



勁草書房

本年度共通論題 『経済政策の国際比較——政策目標と国際環境——』について

経済政策における中心的課題の一つは、いうまでもなく、政策目標の数と、これらの目標を達成するための手段の数との関係を確定することである。各国は従来、それぞれが直面する諸困難に対処するために、独自の目標を設定し、そのかぎりこの経済政策の中心的課題に応えようとしてきた。ことに最近においては、いわゆる市場機構に即した問題のなかでも、完全雇用と物価安定とのトレード・オフの問題が多くの国々で問題になる一方、市場欠落とともに諸問題がその重要性を増しつつある。このような時に、現代経済政策の国際比較を体系的に行ない、その成果と問題点を抽出し・検討しておくことは、きわめて重要な学問的かつ実践的な意義をもつものと考える。しかも、この種の国際比較は、一人の研究者の力をもつてしては元来不可能なことであり、どうしても学会レベルにおける多くの研究者の持続的協力を必要とするのである。われわれは、この共通論題の設定が、わが国におけるこの分野の研究発展の一つの契機となることを期待して、それを本年度大会のテーマとした。

しかしながら、この種のテーマを大会共通論題にすることについては、当初からいろいろな困難が予想された。数カ国の経済政策を体系的にカバーできる研究者が不幸にしてごく限られたものであることを考えると、下手をすると、個々ばらばらな各國経済政策分析に終つて、国際比較という水準にまで近づくことができないのではないかという心配がその一つである。プログラム委員会はこの危険を回避するために、三人の報告者に大変労の多い次の二つの要請をし、その協力をえた。第一は、大会当日までに、報告者三氏の参考をえて、この問題についての共同討議をして頂くということであった。この要請は報告者の一人である五井一雄氏の関西出張というご協力によって実現することができた。第二の要請は、テーマに「政策目標と国際環境」という副題をつけることによって、ともすれば焦点が曖昧になりやすいこの種の報告に少しでも内容上の関連性を保持しようとしたことであった。この副題は、例えば最近における国際収支問題の登場が端的に示しているように、国際收支の均衡化という目標が、黒字国の場合であれ、赤字国の場合であれ、一国だけの努力では実現しがたいものになつていていること、換言すれば、政策目標の実現のために、国際的な協力を必要とする事態になつていることを反映できるように考慮されたものである。プログラム委員会のこうした要請に対して、報告をひきうけて頂いた三氏および予定討論者と

して委員会の意図を汲んで協力して頂いた三氏に対し、われわれは深甚の謝意を表する。

一九七二年三月一日

第二十九回 全国大会共通論題 プログラム委員会

目 次

本年度共通論題『経済政策の国際比較——政策目標と国際環境——』について

第二十九回全国大会共通論題プログラム委員会 1

△共通論題▽

戦後アメリカの経済政策とその国際的条件 奥村茂次 7

発展途上国の経済政策 村上敦 25

社会主義圏における経済改革 五井一雄 43

——その政策目標と国際環境—— 尾上久雄 60

コメント 新野幸次郎 62

総括

△専門部会▽

第一回専門部会報告について 全国シンポジウム・プログラム委員会 64

マックス・ウェーバーの政策思想 大林信治 66

——責任倫理の立場と政治的成熟——

G・ミュルダールの経済学方法論発展の方向について 丸尾直美 83

△自由論題△

- イギリスにおける工業団地化の政策的意義 山田一郎
公共投資の最適配分政策について 上野皓司 100
—論点の要約的説明—

- イギリスにおける最近の所得政策論争 横井弘美 105

- 産業構造と企業の多様化行動 池田勝彦

- 日本の工業化と保護貿易政策 山澤逸平 111

- 中小企業構造改善政策の評価と問題点 上田宗次郎 123

- 集積理論による経済発展モデル 梅下隆芳 128

- 一般化政策モデルの構造 妙見孟 137

- 物量バランス的アプローチによる物価安定計画の構想 丹羽春喜 144

△学界展望△

- 最近の目的問題 丸谷冷史 155

- 西ドイツにおける経済政策目的論を中心として—

△書評△

- P・C・ボス『経済発展における貨幣の役割』 渡辺悌爾 163

A・エクスタイン『比較経済体制論——理論および方法論——』	香川敏幸	166
E・M・ハドレイ『日本における反トラスト——財閥解体と系列』	橋本介三	175
H・ミント『経済理論と低開発国』	大西高明	170
C・K・ローリー『鉄鋼と公共政策』	土井教之	180
H・J・シャーマン『ラディカル政治経済学』	吉家清次	183
D・シュテークマン『ビスマルクの遺産。ヴァイルヘルム・ドイツ後期における政黨と団体。結集政策一八九七—一九一八年』	藤本建夫	187
L・ウルマン、R・J・フラナガン『賃金抑制』——西欧の所得政策の研究——	斎藤事	192
K・G・ツイン『一般経済政策論』	菊川貞巳	196
学会紹介(英文)	学記事	201

〈共通論題〉

戦後アメリカの経済政策とその国際的条件

奥 村 茂 次

〔大阪市立大学〕

序論——一般的考察

一九三〇年代における金本位制の崩壊と各国通貨制度の管理通貨制への移行は、各国内の国内通貨供給を、「金本位制のゲームのルール」から解放して国際收支均衡とはある程度自立的に、通貨当局の手によつて管理・操作しうるものにした。その結果、国際均衡と国内均衡の調整は政策当局の判断に委ねられる結果となり、各国経済政策の一つの重要な課題となつた。金本位制からの離脱が、一九二九年大恐慌によつて促進されたものであり、自動的回復力をうしなつた資本主義経済の景気回復が三〇年代における各国経済政策の中心目標となつたため、管理通貨制のもとでの資本主義諸国の経済政策は、その生誕のときから「国内均衡優先」の色彩を色濃く帯びていた。

戦後アメリカの経済政策も、こうした歴史的・一般的性格の枠外に出るものではなかつた。その具体的な内容の検討にはいに先立つて、まず戦後資本主義を規制した一般的条件とアメリカに固有な特殊的条件についてあきらかにしておきたい。

〔A〕 戦後資本主義の一般的規定要因——^a、周知のように、戦後

資本主義は、社会主義の世界体制の成立によつて、それとの併存のもとでみずから世界体制を維持していくことが必須条件となり、そのため、社会主義との対抗関係において資本主義の体制としての有効性を立証していくことが要求された。その結果、景気循環の安定化、大量失業の回避が各国経済政策的主要目標となり、その実現のために、長期経済計画の策定をつうじて資本主義的「計画化」が各国においてこころみられた。

b、国際的な場における社会主義との対抗関係とならんで、国内経渌においては「体制の反逆者」としての労働者階級との対立を宥和し、産業平和を維持することによつて、体制的危機の釀成を回避することもまた、資本主義体制の存続のために不可欠の条件となつた。そのためには、不況期における大量首切り、賃金切下げは困難になり、社会政策的出費の増大をせまられることとなつた。このような制約のもとで資本の蓄積条件を確保するため、労働節約的技術進歩の導入による労働生産性の上昇をはかるとともに、一方では名目賃金の引上げに応じつつ他方でインフレーションの進行によつて実質賃金の上昇を抑えるという方策が、資本蓄積政策の常套手段と

なった。

c、さらに、植民地制度の崩壊によって政治的独立を獲得した低開発諸国の自立化要求は、かつてのような領土的支配を基盤とした植民地的搾取を困難にし、加えて「南北問題」の激化は、東西間の対抗関係のなかで低開発国からの離反を阻止するため、開発資金援助や貿易特恵の供与など低開発国への経済的諸要求にたいして一定の譲歩をよぎなくされた。

以上のような戦後資本主義の歴史的条件は、各国の国民経済運営への政府の介入を必然化させ、国家の介助によって再生産の円滑な進行がはかられることとなつた。かくして、「完全雇用と経済安定」は資本主義諸国の中的な経済政策目標となるにいたつた。われわれは、アメリカにおける「一九四六年雇用法」(Employment Act of 1947) の制定にその一典型をみることができる。

[B] アメリカ経済に固有な特殊的要因——a、アメリカは歴史的に後発資本主義国として発展し、イギリスのように最初から「世界資本主義の組織者」としての役割をになはず、みずから「世界体制」をきずきあげたのは第二次大戦後に属する。そのため、アメリカの政策思想のなかには「孤立主義」の伝統が残存し、世界市場分割競争への参加は、先発諸国のすでに確立した植民地・勢力圏にたいする「門戸開放」の要求としてあらわれた。この伝統は、第二次大戦後、IMF・GATT体制における「自由化」原理となつて展開され、新興諸国の「反植民地主義」の主張がヨーロッパの旧帝国主義に向けられるのに好意的な姿勢を示した。

b、歴史的後進性とともに、広大な国内市場と豊富な自然資源に

めぐまれたアメリカ経済は、国内市場を中心とした大量生産＝大量販売のシステムを比較的早期に完成し、貿易依存度は歴史的に低水準にとどまつた。また、それは前記の資本主義発展における歴史的後進性ともあいまつて、保護主義と高関税はハーマンソン以来のアメリカの伝統的な通商政策となつた。

第二次大戦後、「世界の金融帝国」として資本主義世界経済の主導権をにぎるにいたつて、上述のような歴史的特殊要因による孤立主義的傾向はいちじるしく稀薄化したが、最近になって世界市場での相対的地位の低下と指導力の後退が、ふたたび伝統的な保護主義的政策志向の復活をよびおこす可能性があり、部分的にはすでに現実化しつつある。

[C] ニューディール以降のアメリカ経済の構造的变化——a、一九三三年の金本位制離脱によって国内的には金との結びつきを断ち切つたドルは、翌三四年四〇・九四%の平価切下げをおこない、対外的には一オーンス＝三五ドルの新平価による金の無制限買上げと為替安定基金による為替買をつうじてドルの安定をはかりながら、国内ではインフレ政策をおこなつて景気回復の促進をはかった。さらに財政面でも、巨額の赤字財政支出と政府雇用の拡大をつうじて、国民経済の再生産過程への国家の介入をつよめた。こうした管理通貨制下における「国内均衡優先」の経済政策は各国の「経済的国家主義」(Economic Nationalism) を誘発し、帝国主義諸国家間の対立を激化せしめて第二次世界大戦にまで立ちいたつたことは、周知のとおりである。

b、第二次大戦後における世界の冷戦構造はアメリカの高水準の

表1 アメリカ経済における政府需用および政府雇用の比重

年 平 均	政 府 買 付 額 (100万ドル)					G N P に た い す る 比 重 (%)									
	連	邦	州・地 方	軍	需	非	軍	需	連	邦	州・地 方	軍	需	非	軍
1899～1908		1,453		193		1,260		6.2		0.8		5.4			
1909～1916		2,480		289		2,191		6.6		0.8		5.8			
1920～1929		7,013		918		6,095		7.8		1.0		6.8			
1930～1939	3,234		7,216		1,010		9,440	4.2	9.5		1.3	12.4			
1946～1955	32,274		20,109		26,983		25,400	10.6	6.6		8.9	8.3			
1956～1965	57,301		49,540		47,175		59,667	10.8	9.4		8.9	11.3			
1966～1970	92,725		100,389		73,019		120,095	10.8	11.6		8.5	13.9			
年 平 均	政 府 雇 用 (1,000人)					全 就 業 人 口 に た い す る 比 重 (%)									
	連	邦	州・地 方	軍	人	文	官	連	邦	州・地 方	軍	人	文	官	
1899～1908	220	915	112	1,023		0.7		3.0		0.4		3.3			
1909～1916	321	1,275	152	1,444		0.9		3.4		0.4		3.9			
1920～1929	539	1,935	356	2,117		1.2		4.4		0.8		4.8			
1930～1939	1,688	2,636	280	4,044		3.9		6.1		0.7		9.4			
1946～1955	4,306	3,508	2,646	5,169		7.1		5.8		4.3		8.5			
1956～1965	4,456	5,324	2,690	7,090		6.7		8.0		4.0		10.6			
1966～1970	5,374	7,402	3,331	9,445		6.9		9.5		4.3		12.2			

〔注〕 政府雇用には政府企業の雇用はふくまない。

〔資料〕 J. W. Kendrick, Productivity Trends in the U.S.

Dept of Commerce, National Income and Products of the U.S.; Survey of Current Business.

軍事支出を恒常化させ、「一九四六年雇用法」によって法制的基礎

をあたえられたケインズ的景気政策とあいまつて、いわゆる「高圧経済」(High-pressure Economy)を現出せしめ、財政規模の持続的な拡大と通貨供給の半ば自動的な膨張傾向を生みだした。それは、国民経済における国家財政の比重のいちじるしい増大と政府雇用の肥大化をもたらし、国家の財政・金融政策をつうじての景気循環過程への介入の余地を拡げた（表1参照）。ケインズ的な政策思想が先進資本主義諸国の政策担当者のあいだに定着したことこれらに加わって、戦後資本主義経済における管理的性格はいちじるしく高まつた。

戦後アメリカの経済政策の基礎条件は、おおよそ以上のとおりである。

戦後アメリカの経済政策と国際環境

A アメリカ的世界体制としてのIMF＝GATT体制——第二次大戦後、資本主義世界経済の王座についたアメリカは、みずから世界経済の組織者となり、その意味で国際環境をみずから措定しうる地位を獲得した。戦後資本主義世界経済の基本的枠組として、アメリカのイニシアティブのもとにつくりあげられたIMFならびにGATTを中心とする国際経済のシステムは、現実にはアメリカ的世界体制の経済機構として運用された。アメリカはIMF＝GATT体制のもとでの主導権のもとに自己の政策構想にもとづいて世界政策を推し進めることができた。したがって、そこではアメリカの経済政策目標と国際環境とのあいだに重大な矛盾を感じず

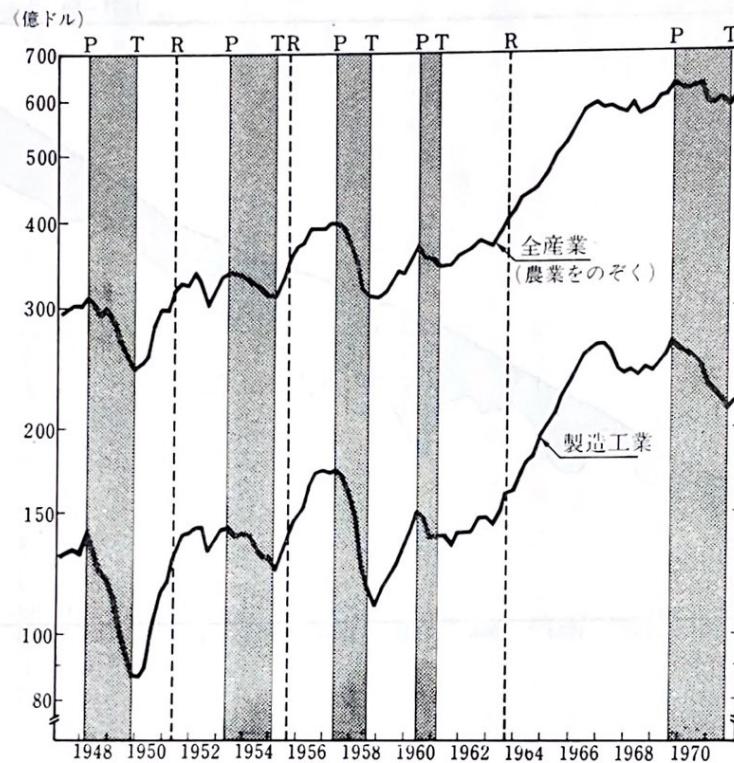
るようなことはなかつた。すなわち、

a、資本主義世界体制の擁護とそこにおける自己のヘゲモニー確保のためにおこなわれたアメリカの「対外援助」によるドル撒布は、他の資本主義諸国にとって国際流動性の供給」「ドル不足」の緩和に役立つばかりでなく、ドルを金為替として自国の対外準備に繰り入れることによって、いわゆる「国際収支の天井」を高め、国内における成長政策遂行の余地をひろげた。

b、アメリカの金独占を基礎としたIMF体制のもとでのドルの基軸通貨としての地位は、ドルにたいする国際的信認と各国のドル選好に支えられて、アメリカにとっては国民通貨たるドルでもって対外決済をおこなうことを可能にし、国際収支の赤字はアメリカにとって不均衡要因とは考えられなかつた。そのため、アメリカは国際收支均衡をかえりみることなく「景気安定と完全雇用」のための国内経済政策をつづけることができた。

c、IMF＝GATT体制のもとでの「自由化」原則は、生産力の圧倒的な優位を誇るアメリカ資本が世界市場において商品輸出、資本輸出いずれの面でもみずから行動の自由を確保することを目的として、アメリカの手で推進されたものであるが、それは同時に、世界市場の統一性を回復し、国際貿易の発展と国際間の資本移動の活発化をつうじて、各國資本のあいだの世界市場分割競争を刺激した。しかも、植民地制度の崩壊によつて諸列強による世界の領土的分割が不可能となつた状態のもとで、それは優れて各國の生産力の量的・質的拡大をめざす争いとして展開され、そのため、各國間の資本蓄積競争が激化し、それが各國の経済成長を刺激することとな

図1 アメリカ民間固定資本投資の循環的変動



〔注〕 商務省国民所得統計の価格デフレータ（非住宅民間固定投資）により、1958年価格に換算した。斜線の部分は景気後退期、P = 最高点、T = 最低点、R = 以前の最高点への回復点。

〔資料〕 Survey of Current Business.

播——上述のような「ドルの世界」は、アメリカの生産力の圧倒的優位と金の独占的保有を基礎として打ち樹てられたものであつたから、これらの物質的基礎が確保されていた。だが、戦後資本主義の不自由は保障されていた。だが、戦後資本主義の不均等発展によって先進諸国間の生産力格差が縮小し、また一九五〇年以降のアメリカの国際収支の慢性的赤字によって発生した短期ドル債務が西ヨーロッパ諸国に堆積し、ヨーロッパの「ドル不足」が解消するとともに、ドル選好は金選好に転じてアメリカの金準備は加速度的に減少し、かくして「ドル体制」は動搖しはじめるのである。

a、一九五七—五八年恐慌以後、アメリカ経済は新たな景気高揚局面を経ることなしに、ふたたび一九六〇—六一年の景気後退を迎、六二、三年ごろまで数年間にわたって低い操業率と高い失業率がつづき、アメリカ経済は停滞的な様相を示した（図1～3参照）。他方、西ヨーロッパでは一九五八年EECが発足するとともに、通貨の交換性が回復され、貿易・為替の自由化がおこなわれ、経済統合によって形成された広域市場を基礎として高水準の経済成長が実現された。こうした「EECの挑戦」に

図2 アメリカ製造工業の生産能力と生産高

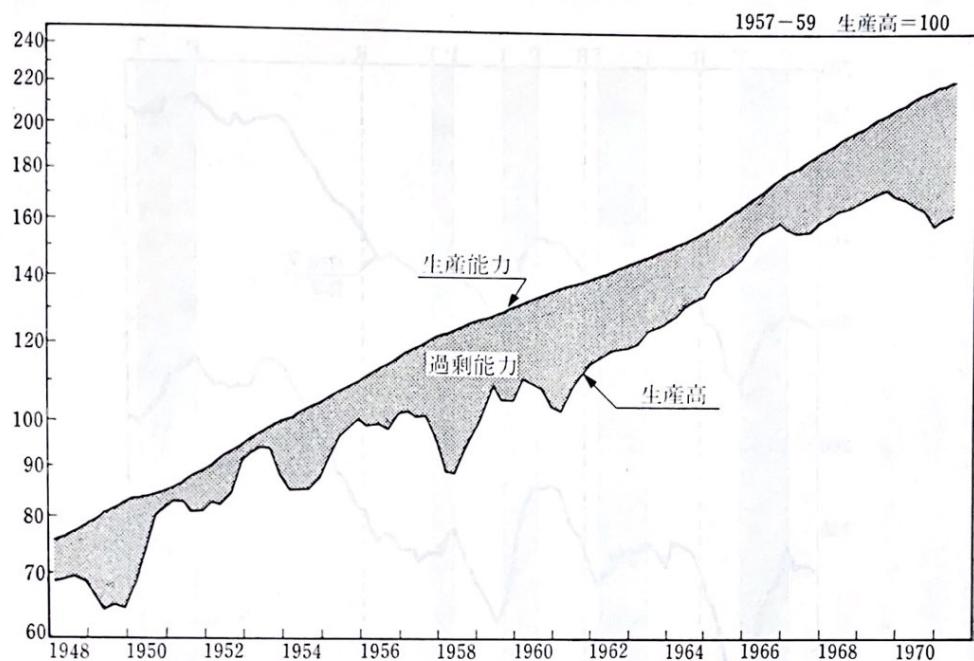
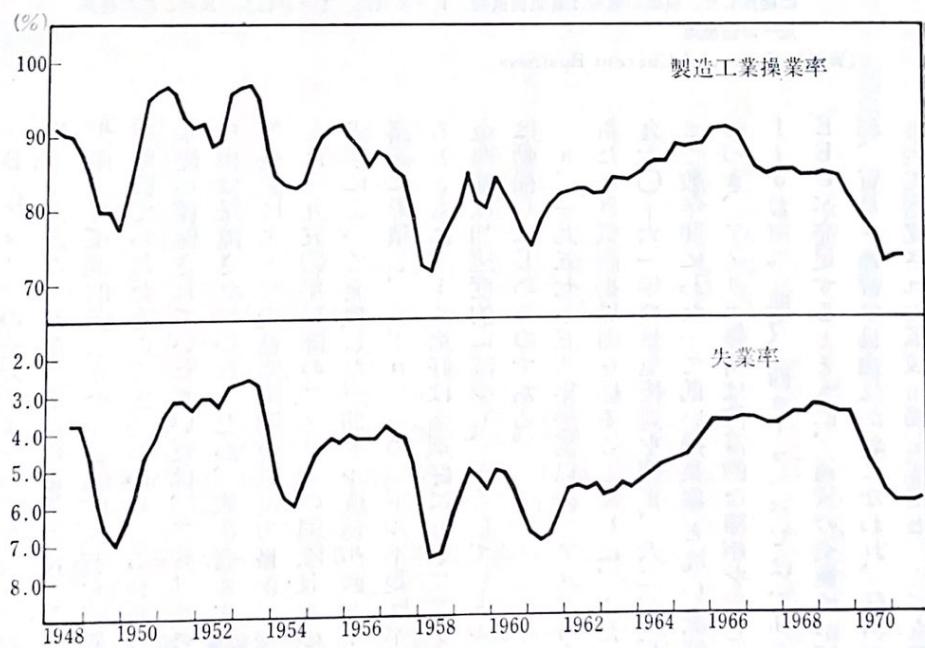


図3 アメリカの製造工業操業率と失業率



〔資料〕 Economic Report of the President, Monthly Labor Review.

たいして、ケネディ大統領は、国内政策の面では、資本蓄積減税（固定資産の法定耐用年数の平均三二%短縮、新規設備投資にたいする七%減税）や法人税・個人所得税の大幅減税（減税規模は初年度一一五億ドル、平年度一四〇億ドル）をおこなった上、「完全雇用達成以前における財政均衡は景気抑制効果をもつ」ことを主張して大幅赤字予算を組むとともに、金融面では「二重金利操作」（Operation twist）——連銀が短期の財務省証券を売り、長期国債を買う公開市場操作によって、短期金利を高く、長期金利を低くする金利政策、それによって短資の流出を抑えてドル防衛をはかるとともに、長期資金を供給して国内の投資活動を刺激することをねらった）をおこないつつ、金融緩和・信用膨張による景気刺激策をとった。また対外政策の面では、金利平衡税の新設、対外援助の「ひもつき」強化と他の先進国への肩代り要請などのドル防衛策をとりながら（表2参照）、ヨリ根本的には、EECのブロック化に対抗して「通商拡大法」の制定、「大西洋共同体」の提唱など、自由化のいっそこの推進とアメリカの輸出拡大による国際収支の拡大均衡をめざした。

このようなケネディ政権の「ニュー・エコノミクス」を背景とした景気振興策に支えられて、アメリカ経済は一九六三年ごろから好況局面に入り、貿易収支も改善に向ったが、世界市場でEECや日本の挑戦をうけて相対的地位の後退をよぎなくされた民間資本は、うしなった市場占拠率を奪回すべく巨額の資本輸出をおこなって「多国籍企業」化の途を歩んだ。ドル不安による短資の流出もこれに加わって、民間資本收支の赤字は拡大し、国際収支はいぜんとし

表2 アメリカのドル防衛措置の推移

年 月	大統領	内 容
1960. 10.	アイゼンハウアー	バイ・アメリカン、シップ・アメリカン政策；海外駐留軍人家族の引揚げ；対外援助の肩代り
1961. 2.	ケネディ	輸出振興、海外からのみやげ制限、対外援助削減、バイ・アメリカン政策の強化
1963. 7.	ケネディ	金利平衡税の新設、ローザ・ボンドの発行、IMFからのスタンド・バイ・クレディット取決め
1965. 2.	ジョンソン	対外投融資規制（ガイド・ラインによる自主規制）
1968. 1.	ジョンソン	直接投資規制、対外融資規制（強制規制）；在外軍人の経費節約とローザ・ボンド購入要請、ワシントン輸出入銀行の業務強化
		法定金準備の撤廃（3月発効）
1968. 3.	ジョンソン	民間市場への金の放出・買入れ停止（金の二重価格制移行）
1971. 8.	ニクソン	ドルの金兌換停止；10%の輸入課徴金；対外援助の削減
1972. 12.	ニクソン	ドルの金平価切下げ、為替変動幅の拡大（スミソニアノ協定）

表3 アメリカの国際收支

(単位 100万ドル)

年 平 均	輸 出	輸 入	貿易収支(海外軍事支出)	経常収支	民間資本収支	誤差・脱漏	政府援助支出	総合収支
1946~49	13,335	- 6,368	6,967	- 592	8,040	- 1,498	712	- 5,511
1950~53	12,577	- 10,518	2,059	- 1,629	2,149	- 1,224	237	- 2,921
1954~57	16,118	- 11,994	4,124	- 2,927	3,540	- 2,476	458	- 2,316
1958~60	17,507	- 14,335	3,172	- 3,210	2,264	- 3,175	-	- 2,651
1960	19,650	- 14,744	4,906	- 3,087	4,107	- 3,953	- 1,098	- 2,982
1961	20,107	- 14,519	5,588	- 2,998	5,599	- 3,986	- 1,054	- 3,014
1962	20,779	- 16,218	4,561	- 3,105	5,126	- 3,731	- 1,206	- 3,258
1963	22,252	- 17,011	5,241	- 2,961	5,957	- 4,719	- 455	- 3,840
1964	25,478	- 18,647	6,831	- 2,880	8,568	- 6,942	- 1,048	- 3,843
1965	26,438	- 21,496	4,942	- 2,952	7,098	- 4,372	- 476	- 3,775
1966	29,287	- 25,463	3,824	- 3,764	5,170	- 2,493	- 302	- 3,811
1967	30,638	- 26,821	3,817	- 4,378	5,136	- 3,584	-	- 4,664
1968	33,576	- 32,964	612	- 4,535	2,425	609	-	- 3,544
1969	36,417	- 35,796	621	- 4,856	1,911	- 2,141	- 2,470	- 4,243
1970	41,963	- 39,799	2,164	- 4,852	3,563	- 3,451	- 1,174	- 3,780
1971	42,770	- 45,459	- 2,689	- 4,816	727	- 9,167	- 10,927	- 4,478

〔注〕 1) 貿易収支は軍事援助による輸出をのぞく。

2) 民間資本収支には民間对外送金をふくむ。

3) 政府援助支出には海外への政府年金支払その他の振替支出をふくむ、軍事援助はふくまない。

4) 総合収支は流動性ベースによる国際収支を示す。SDR割当額をのぞく。

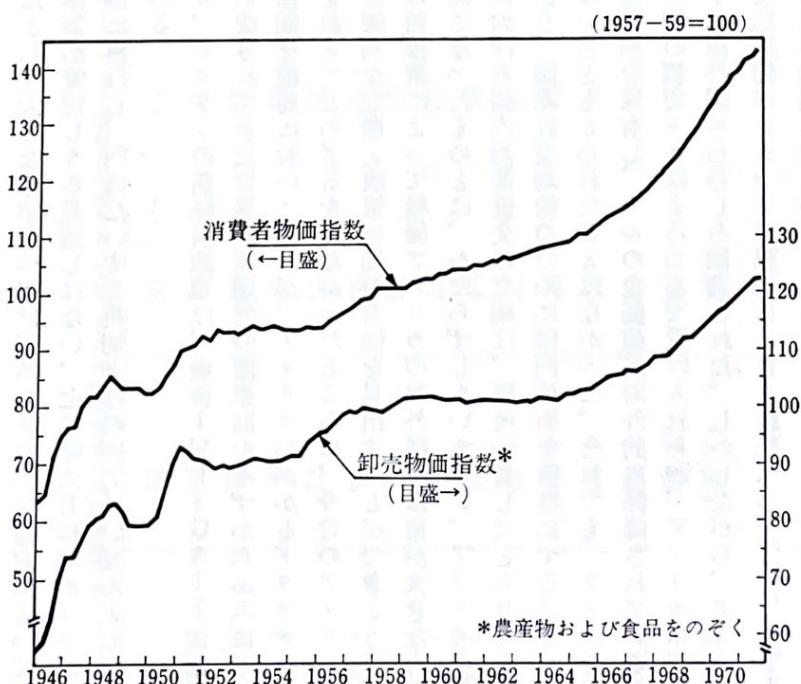
〔資料〕 Survey of Current Business.

て大幅な赤字をつけた（表3 参照）。

b、一九六五年二月以降のベトナム戦争のエスカレーションは、軍需の急増によって、すでに好況局面に入っていた景気を「過熱状態」においてこみ、インフレの高進をもたらした。これにたいして、ジョンソン政権は増税の実施を逡巡し（個人所得税および法人税にたいする一〇%の付加税法案は六八年六月になってようやく成立した）、インフレ対策はもっぱら連銀の金融政策に依存したため、六年には一九二九年以來の高金利があらわれ、それがユーロ・ドラー市場をつうじて西欧諸国にも波及し、「国際金利戦争」を現出すこととなつた。アメリカ国内では、それが住宅・自動車などの需要減退にむすびつき、民需部門では六七年初から部分的な景気後退があらわれた。ベトナム戦費のひきづく増大によって軍需部門はなお好況を維持し、アメリカ経済全体としてはごく軽微なミニ・リセッションにとどまつたが、軍需インフレの進行（図4 参照）と国際収支の赤字増大（六七年には三五億ドルに急増）はドルにたいする国際的不信をつよめ、六七年秋から六八年初にかけてのゴールド・ラッシュの大波に、六八年三月ついに金ブームは崩壊して、金の二重価格制への移行においてこまれた。

[C] ドルの崩壊とニクソンの新経済政策——a、ジョンソン退陣のあとを襲つたニクソン大統領は、就任当初、民主党政権の理論的支柱であつた「ニュー・エコノミクス」を非難して、通貨政策の復活を唱え、金融引締めと緊縮財政によってインフレ抑制につとめた。そのため国内での資本調達がむつかしくなつた民間企業と金融機関は、ユーロ市場での資金調達にのりだし（ユーロ・ドラー市場から

図4 アメリカの物価水準



〔資料〕 Dept. of Labor. Prices: A Chart Book; Economic Report of the President.

の米銀在外支店を通じての借入れ残高は、六七年未の四二・四億ドルから六九年十一月には一四三・五億ドルに激増した)、それが西ヨーロッパに堆積した過剰ドルのアメリカへの還流を促す結果となり、金の二重価格制のもとでドルの一時的な安定を可能にした。

b、けれども、こうした緊縮政策は、すでに六七年にいたんその兆をみせながら、ベトナム軍需によって陰蔽されてきた景気後退を表面化させ、六九年秋ごろから生産と投資の減退、失業の増加があらわれはじめた。このため、ニクソンは七〇年春には政策転換をおこない、インフレ抑制よりも景気回復を政策目標として、金融緩和・赤字財政の方向に舵を切りかえた。アメリカ国内での金利低下・金融緩慢化とともに、大量のユーロ・ドラーを取り入れていた市中銀行は急速にその返済をすすめ、その結果、西ヨーロッパにふたたび巨額の過剰ドルが流れこんだ(六九年十一月には一四三・五億ドルにのぼっていた米銀在外支店宛の短期債務残高は、七一年八月には四〇・八億ドルにまで縮小した)。過剰ドルによるマルク投機の圧力に耐えかねた西ドイツは七一年五月変動相場制に移行し、オランダもこれに追随し、スイスとオーストリアは平価切上げをおこなった。

c、七一年八月に発表されたニクソンの新経済政策は、ドル体制を事実上崩壊させ、世界経済を一時バニック状態におとしこんだ。数次にわたる国際会議の末、同年十二月のワシントン会議でようやく先進諸国間の通貨調整について合意にたつし、ドルの金平価は一オൺス+三五ドルから三八ドルへ七・八九%切下げられ、円の一六・八八%をはじめ主要先進国通貨の対ドル・レートはいずれも切上げ

られた。さらに、この新しい基準レートを中心とした為替変動幅は従来の上下各1%から二・二五%に拡大された。けれども、ドルの交換性はなお停止されたままで、アメリカの国際收支は七二年もいぜんとして大幅な赤字をつけ、スマニアン協定によって国際通貨体制が安定しうる見通しはない。七二年六月にはポンドが変動相場制に移行し、円にたいする再切上げの圧力はいぜんとしてつづいている。

d、ニクソンの新経済政策は、戦後IMF=Gatt体制のもとで形成された世界経済運営の諸原則をみずからふみにじり、この体制を破局においてこんだが、アメリカがかかるドラスチックな方法をあえてとらざるをえなかつたところに、今日のアメリカが直面する深刻な危機と政策当局の苦悩を見出すことができよう。だが、この新政策によって戦後アメリカの対外経済政策が大きな方向転換をおこなつたものとは、かならずしもいえない。アメリカの経済政策における国内均衡優先の立場は、戦後一貫してとられてきたものであり、国際收支均衡のために国内均衡を犠牲にするような経済政策はいちどもとられたことはなかつた。それでも、アメリカが老大な金準備を保有し、ドルの金価値が対外的に保障されているかぎり、諸外国の側でドルはよろこんで受け入れられ、アメリカの国際收支赤字は諸外国からむしろ歓迎された。しかしながら、アメリカの対外支払準備ポジションが悪化し(表4参照)、ドルにたいする国际的信認が動搖しはじめるとともに、アメリカの国際收支均衡を無視した政策運営にたいして諸外国(とくに西ヨーロッパ先進国)の批判が高まつた。それでも、ドルの崩壊がもたらす世界経済の混乱を

表4 アメリカの対外支払準備ポジション

(単位 100万ドル)

年 末	対外準備資産		対外流動債務		対外支払準備ポジション			
	総額(A)	金(B)	総額(C)	対公的機関(D)	B/C	A/C	B/D	A/D
1957	24,832	22,857	15,825	(8,117)	1.44	1.57	(2.82)	(3.06)
1958	22,540	20,582	16,845	(8,865)	1.22	1.34	(2.32)	(2.54)
1959	21,504	19,507	19,428	10,620	1.00	1.11	1.84	2.02
1960	19,359	17,804	21,027	11,888	.85	.92	1.50	1.63
1961	18,753	16,947	22,936	12,630	.74	.82	1.34	1.48
1962	17,220	16,057	24,068	13,514	.67	.72	1.19	1.27
1963	16,843	15,596	26,322	15,153	.59	.64	1.03	1.11
1964	16,672	15,471	29,002	16,224	.53	.57	.95	1.03
1965	15,450	13,806	29,115	16,206	.47	.53	.85	.95
1966	14,882	13,235	29,779	14,666	.44	.50	.90	1.01
1967	14,830	12,065	33,119	16,679	.36	.45	.72	.89
1968	15,710	10,892	33,614	13,511	.32	.47	.81	1.16
1969	16,964	11,859	41,894	12,997	.28	.40	.91	1.31
1970	14,487	11,072	43,242	20,623	.26	.34	.54	.70
1971	12,167	10,206	47,593	.16	.19	.21	.26	

〔注〕対外準備資産（総額）には金のほか、交換可能通貨、IMF 備蓄ポジションおよび SDR をふくむ対外的機関債務には IMF の対米金投資および金預託にもとづく債務

をふくみ、総額には、さらに外国銀行および外国居住者ならびに非貨幣的国際機関の保有分をふくむ。

〔資料〕 Federal Reserve Bulletin.

避けようとする先進諸国の「共通利害」は、さまざまのドル防衛のための国際金融協力を生み、いく度かのドル危機を弥縫的な手段で切りぬけてきた。だがそれは、結果的には、アメリカの国際金融節度をいつそう麻痺させることとなつた。

一九六八年三月の金の二重価格制移行以後は、アメリカは「ドル本位制」を唱えて、国際収支均衡の回復の責任を黒字国の側に転嫁する態度を露骨に示しはじめた。それでも、ニクソン政権の初期には、国内の金融引締めと高金利によってユーロ・ドラーを吸引し、短資の流入によって国際収支の改善をはかる努力がはらわれた。六年秋から国内経済の景気後退があらわれ政策転換がおこなわれて以後、まったく居直ったように、ドル過剰による為替投機にも「ビナイン・ニグレクト」もきめこんで、ドルの流れしをつづけ、ついに八月十五日の事態にいたつたのである。

結――要約と展望

さいごに、これまで検討してきた戦後アメリカの経済政策における問題点を整理し、今後にたいする若干の展望をのべて、この報告を結びたい。

[A] 政策目標と政策手段――a、戦後アメリカの経済政策の基本的な目標は、「一九四六年雇用法」にもあきらかにされているように、「完全雇用の達成と経済安定の確保」であり、一九六〇年代に入ってからは、さらに「経済成長の促進」にまで拡張されるにいたつた。b、これらの政策目標達成の手段としては、主として連邦政府と連銀による財政・金融政策がもちいられ、一言でいえば、管理通貨

制のもとで赤字財政支出と信用膨張をつうじて有効需要の創出をはかることが中心となり、景気刺激に主眼をおいたインフレ・バイヤスをもつた政策に力点がおかれてきた。もと具体的にいえば、冷戦政策にもとづく高水準の軍事支出の恒常化、「ビルト・イン・スタビライザー」の名で呼ばれている一連の反循環的な財政収支メカニズム、黒人問題や「貧乏戦争」に関連して拡張された社会保障的諸支出などによって、連邦政府の財政支出は年々増大し、戦後二七年間において財政収支が均衡したのはわずか七財政年度にとどまり、赤字累積額は黒字を差引いた純計で一、五〇〇億ドルを超えている。また金融政策の面でも、一九五一年の「アコード」以後、それまで国債価格維持のために強いた半身不随状態から解放されて景気政策のための重要な手段となつたが、戦後における金融市场の構造変化（企業資金調達における自己金融の発展、銀行資金運用における消費者信用・住宅貸付の比重増大、生保・貯蓄貸付組合など金融資産保有形態の多様化）に対応して、金融政策手段も多様化しながら政策分野となつた。

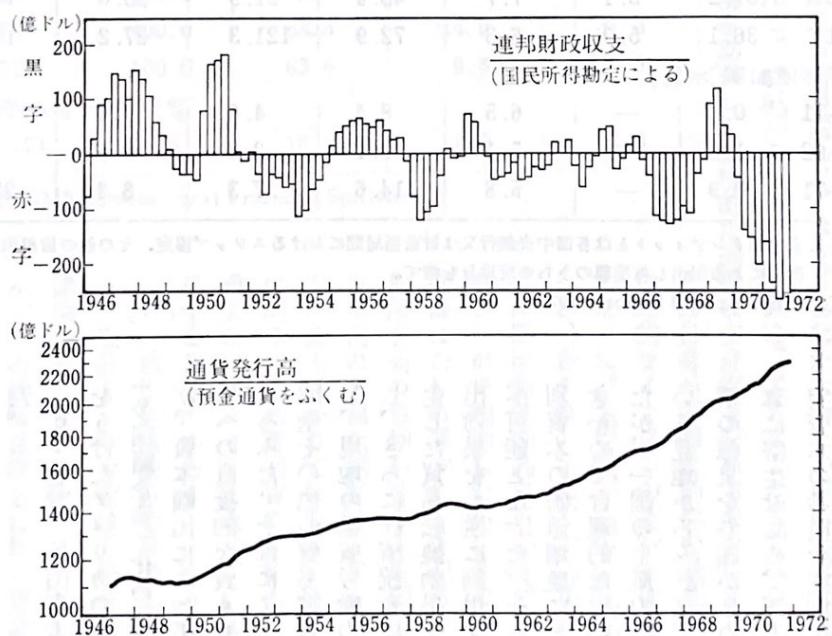
[B] 政策の諸結果――a、上述のような景気政策・成長政策は、たしかに一定の成果を收め、戦後循環の安定化に寄与したことはある。けれども、それが景気循環をなくすることはできなかつたし、実現の問題を究極的に解決するにはいたらなかつた。そのことは、最近のstagflationや、インフレ・ドル危機・大量失業というアメリカの三重苦（トリレンマ）が、はつきりと立証しているところである。

b、戦後の景気循環は、上述のような国家の政策的介入によって、深刻な景気後退を避け安定性をましたが、同時に他方では、それがインフレの慢性化を生みだしたこと、また見逃すことはできない。

戦後資本主義の存立条件に規定された「賃金の下方硬直性」のうえで賃金の上昇圧力を生むとともに、他方では、寡占企業による市場支配は管理価格を成立させ、企業は賃金コストの上昇を製品価格に転嫁し、価格の下方硬直性（上方には弾力的）をつよめて、資本の分配率を確保するにつとめた。政府の景気政策としておこなわれた不況期における大幅な赤字財政支出や信用膨張政策は、こうした物価上昇圧力を通貨面から保証し、クリーピング・インフレの慢性化をもたらした。六〇年代に入って成長政策が採られるにいたって、「成長通貨の供給」の名のもとに通貨の膨張テンポはいっそう加速化し、インフレの高進は不可避となつた（図4・5 参照）。

こうしたアメリカ国内での政府の需要創出政策に支えられた経済成長の持続は、諸外国に対米輸出拡大のチャンスを与える、主要先進ドル撒布は、諸外国にたいして外貨蓄積をつうじて国内での通貨供給の加速化を可能にした。しかしながら、このアメリカの金準備のくいつぶしによるドル供給も、それが一定限度を超えてすすむと過剰流動性の供給となり、インフレーションの世界化をもたらす。さらに、アメリカ国内でのインフレの高進によるドル商品の対外競争力の低下は、政府の需要創出政策がアメリカ企業の生産物に実現の場を保障するより前に、外国商品の輸入増加を誘発して、貿易収支

図5 アメリカの連邦財政收支と通貨発行高



[資料] Survey of Current Business, Federal Reserve Bulletin.

表5 国際流動性残高の推移

(単位 10億SDR)

年 末	金	SDR	IMF準備 ポジショ ン	外 貨	対外準備 総額	IMFクレデ ィット・ト ランシュー	未使用分ク レディット
1952	33.9	—	1.9	15.7	51.5	7.0	—
1953	34.3	—	1.9	17.0	53.2	7.1	—
1954	34.9	—	1.8	18.1	54.9	8.6	—
1955	35.4	—	1.9	18.5	55.8	7.9	—
1956	36.1	—	2.3	19.5	57.9	7.7	—
1957	37.3	—	2.3	18.8	58.4	7.1	—
1958	38.0	—	2.6	18.8	59.4	7.2	—
1959	37.9	—	3.3	17.8	59.0	12.8	—
1960	38.0	—	3.6	20.2	61.8	13.6	—
1961	38.9	—	4.2	20.7	63.8	12.8	1.7
1962	39.3	—	3.8	21.3	64.4	13.3	1.4
1963	40.2	—	3.9	23.6	67.8	13.5	2.0
1964	40.8	—	4.2	25.0	70.0	13.9	5.8
1965	41.8	—	5.4	24.4	71.6	12.4	3.8
1966	40.9	—	6.3	24.6	71.8	17.0	4.5
1967	39.5	—	5.7	26.7	71.9	18.1	5.3
1968	38.9	—	6.5	28.4	73.8	17.0	13.1
1969	39.1	—	6.7	29.6	75.4	16.8	14.3
1970	37.2	3.1	7.7	43.9	91.9	25.0	14.2
1971	36.1	5.9	6.3	72.9	121.3	27.2	11.1
<年平均増加率>(%)							
1952—71	0.3	—	6.5	8.4	4.6	7.4	—
1952—62	1.5	—	7.1	3.1	2.3	6.6	—
1962—71	-0.9	—	5.8	14.6	7.3	8.3	25.9

〔注〕 未使用クレディットとは各国中央銀行又は財政当局間におけるスワップ協定、その他の信用供与取決めによる引出し可能額のうち未使用分を指す。

〔資料〕 IMF, Annual Report, 1972.

の悪化をみちびくというデイレンマに陥ることとなつた。c、他方、外国資本の挑戦をうけたアメリカの大企業は、「多国籍企業」化の途をえらび、資本輸出によって外国市場への直接的な資本参入をこころみた。それによつて関税障壁その他の貿易障害を回避し、現地の低廉労働力を使用し、さらに経済統合によつて生じた貿易転換効果や貿易創出効果をも逆に利用することが可能となつた。それは、個別資本の価値増殖にとってはきわめて合理的な行動であつたが、一国の生産力の発展という見地からみれば、資本蓄積の源泉を外国からの価値収奪に寄せしめ、国内での現実資本の蓄積を空洞化するという結果を招來し、各国情の不均等発展を激化させる要因

となつた。

d、六〇年代にいく度か繰りかえされた「ゴールド・ラッシュ」によって危機にさらされたドルの防衛のために、IMFの一般借り入れ協定(GAB)や特別引出し権(SDR)の創設をはじめ、アメリカ連銀と先進国中央銀行とのあいだのスワップ協定、ローザ・ボンド

(アメリカの非市場性中期政府証券)の発行とその諸外国による受け、金の二重価格制移行のさいに取決められたアメリカへの金兌換請求自肅協定など、さまざまなかたちでの国際金融協力がおこなわれた。だが、これらの諸措置は、アメリカの国際收支均衡無視の態度を助長し、慢性的な国際收支赤字を持続させたばかりでなく、それ自身が国際流動性の過剰供給を生み、世界的なインフレの進行を促進することとなつた。(最近のIMF年次報告によると、表5のようく、六〇年代には世界の国際流動性残高は五〇年代の三倍以上

表6 外貨準備の通貨別内訳

(単位 100万SDR)

年 末	総 額	ド ル	ボ ン ド	その 他通貨
1962	20,065	12,970	6,216	879
1963	22,395	14,602	6,530	1,263
1964	23,850	15,771	7,118	961
1965	23,605	15,849	7,112	644
1966	25,400	14,896	7,862	2,639
1967	29,020	18,194	8,255	2,571
1968	31,915	17,340	9,675	4,900
1969	32,635	15,998	8,895	7,742
1970	44,545	23,775	6,623	14,147
1971	79,655	50,651	7,839	21,165
<構成比>(%)				
1962	100.0	64.6	31.0	4.4
1963	100.0	65.2	29.2	5.6
1964	100.0	66.1	29.8	4.0
1965	100.0	67.1	30.1	2.7
1966	100.0	58.6	31.0	10.4
1967	100.0	62.7	28.4	8.9
1968	100.0	54.3	30.3	15.4
1969	100.0	49.0	27.3	23.7
1970	100.0	53.4	14.9	31.8
1971	100.0	63.6	9.8	26.6
<年平均増加率>(%)				
1962—71	16.5	16.3	2.6	42.3

[資料] IMF, International Financial Statistics.

a、[C] 戦後経済政策の評価と問題点
a、戦後アメリカをはじめ先進資本主義
諸国でおこなわれたケイインズ的景気政策
が、その政策目標とした「完全雇用と景
気安定」、さらには「経済成長の促進」
という点では一定の成果を収めたことは、

すでにのべたとおりである。しかしながら、本来、ケインズ経済学は「不況の経済学」であり、完全雇用の状態にたつしてからのちの均衡維持については、有効な政策手段をもつていなかつた。「ニュー・エコノミクス」の理論的支柱とされたサミュエルソンらの「新古典派総合」の考え方も、完全雇用に到達するまではケインズ的な景気政策をとり、それが実現されてから以後は市場での価格による調整メカニズムに期待した。だが、賃金と物価の双方に下方硬直性が存在する「不完全競争」経済においては、価格の調整メカニズムは円滑に作用しない。さらに、それを有効に作用させうるような構造政策は、いまだ実際に適用可能なかたちでは開発されていない。

ジョンソン政権のおこなつた「ガイドポスト政策」やニクソン大統領の「物価・賃金凍結令」が、いずれもインフレ抑制のための緊急政策ではありえても、資本主義経済のメカニズムに即したオペレーショナルな経済政策とはいがたい。

かくして、今日の資本主義経済政策はインフレーションにたいする適切な処方箋をもたず、インフレの抑制と経済成長とをいかにして両立せしめるかは、現代経済学が解決をせまられている緊急な課題の一つなのである。

b、もう一つの重要な課題は、いままでもなく、国際通貨体制再建の方策である。アメリカの金兌換停止によつて金価値保障をうしなつたドルを従来どおり国際通貨として受け入れ、それにたいして自國通貨の為替レートを固定的に維持することは、事实上、「ドル本位制」を容認したこととなり、アメリカにたいして国際收支の均衡回復をせまることはできない。六八年三月に金の二重價格制に移行

してから以後（それによつてドルの金兌換は事実上、停止されたに近い状態となつた）、アメリカでは「金廃貨」論が急速に高まり、「ドル本位制」が主張されるようになつた。「ドル本位制」論者は、国際收支の黒字国はアメリカの赤字によつて流入するドルを無制限に受け入れるか、さもなければ自國通貨の為替レートを切上げてドルの流入を抑えるか、インフレの輸入を甘受して黒字を解消するか、いずれかの途を選ぶべきであり、アメリカの国際收支はこれらの黒字国側の対策いかんによつて受動的に決定される、と説いた。こうしたアメリカの「ドル本位制」の主張に対抗するためには、ドルに依存しない別個の通貨圏の形成が必要であり、ECはすでに経済通貨同盟への発展を経済統合の次のステップとして設定し、域内通貨の変動幅縮小をつうじて統一通貨の設定をめざしている。ポンドの変動相場制移行やリラの動搖など、EC統一通貨の見透しもいまのところあまり明確ではないが、経済統合の発展をめざすECが「ドル・ブロック」への包摶を拒否するかぎり、独自の通貨ブロックの形成は必然的であろう。

IMF体制のもとでは、アメリカが諸外国の通貨当局にたいして一オーンス=三五ドルの確定比率でドルの金兌換を保障し、各國は自國通貨をドルにリンクすることによって、金との安定的な交換比率を維持してきたが、アメリカの金兌換停止によつてこの体制は崩れ、各国通貨の对外価値は不安定なものとなつた。「金廃貨」論の抬頭とともに、変動相場制の主張が拡がつてゐるが、この考え方は、各國通貨の对外価値を確定せず、為替市場の需給関係によつて変動するのにまかせようというもので、国内物価の下方硬直性によつて困

難となつた国際均衡、国内均衡の調整を、為替レートを可変的なものとすることによって調整しようとするものにほかならない。すでに行論のなかであきらかにしたように、国内物価の下方硬直性と慢性的な騰貴傾向は、「国内均衡優先」の戦後経済政策によつてもたらされた（少なくともそれが重要な一要因となつた）ものであり、その結果生じた国際收支不均衡を為替調整によつて切り抜けようと企て、しかも、それを「ドル本位制」を主張して黒字国通貨の切上げによつて実現しようとするのが、アメリカの真意といえよう。そこには、戦後アメリカの経済政策を一貫してつらぬいてきた「国内均衡優先」の思想が、露骨に示されているのを見逃すわけにはいかない。

変動相場制が為替投機に対抗する短期の政策としてはともかく、長期にわたる安定した体制として定着しえないことは、為替価値の不安定が貿易ならびに商品輸出の障害となるばかりでなく、為替相場の自由な変動によつて国内物価が影響をうけ、それが需給関係にも波及して国内均衡をめざす経済政策が制約されることは、今日の国家独占資本主義の体制とは両立しがたいからである。したがつて、文字通りの「自由変動相場制」は成立しがたく、なんらかの為替管理をともなつた「管理された変動相場制」とならざるをえない。とくに黒字国が「自由変動相場制」によつて自國通貨の為替レートが切上げられるのを無制限に容認するはずはない。管理通貨制のもので「国内均衡優先」の経済政策を追求している先進資本主義諸国のは、所詮、机上の空論におわらざるをえないであろう。

かくて、「完全雇用」と「経済成長」をめざしてすすめられてきた戦後資本主義諸国の経済政策は、これまで無視あるいは軽視してきた国際收支均衡の調整策をめぐつて、いま改めてIMF・GATT体制の根本的な再検討をせまられているのであり、各国が「国内均衡優先」の立場を固執しながら、他国への負担転嫁によつて調整をこころみようとするかぎり、各國間の利害の衝突は必然的であり、新しい体制の再建は不可能であろう。新しい国際通貨・貿易体制の再建にあたつては、たんに先進資本主義諸国のがいだの利害の調整のみにとどまらず、戦後新しく独立を獲得した発展途上諸国の利害を反映させ、さらには社会主義諸国との共存と交流にも配慮した、真に世界的な規模でのシステムが構想されるべきであろう。

質問一（慶應義塾大学 加藤 寛）

奥村氏に対しておききしてみたいと思うのは、ニクソンの八月以前の政策と八月以降の政策とはどのように変化しているのか、そしてそれをどのように奥村氏が評価されているのである。私はどちらかというと、奥村氏の考え方をきいていると、アメリカはどうしようもないジレンマに陥つてしまつて、ニクソンのとつている政策そのものが少しおかしいというような印象をもつてお聞きした。これは実は一番最初に尾上氏が出された問題とまさに関連しているのであって、完全雇用を目標にかけ、そして国際收支を犠牲にしていくという考え方をとることができなかつたのではないかと思うのであって、結果としては、そのようなことが若干あらわれているのであるが、私はアメリカとしてはこの安定の問題を考え、国際收支に何とかして

それをあらわそうとしている。しかしそれをうまくあらわすことができないというところにアメリカ自身の問題がある。するとそれは資本主義体制に固有のものとして奥村氏は考えておられるのか、あるいは八月以前にニクソンの政策があやまつた政策をとつたために今、解決策が遅れてしまったというべきなのであろうか、もし八月を転期としたニクソンの政策を現在も評価するならば、過去はあやまつていたという判定に立たざるを得ないし、もし現在も誤っているというならその二つの間の差異はどういう点に起つてあるかということを示してもらわなければならない。それは国際環境というものをめぐってアメリカの政策目標が変らざるを得なかつたという、本日の共通テーマの一つの大きなポイントであつたのではないか、こういう風に考えるわけである。そして、奥村氏に対する第二の質問であるが、このような場合にアメリカはどういう風に解決をしていくということになるであろうか、奥村氏はどう考えておられるか、国際通貨の問題、あるいは国際計画化の問題へ行くことが全く不可能だという判定をお考えなのか、あるいは、それは可能である、そのための一時的なアメリカの保護主義的な経済が起つるかもしれない、あるいは世界的なブロック化の傾向が起つるかもしれない、こういう形でお考えなのか、この点、もう少しお聞きしたいと思う。

(報告者の回答は外国留学中のため割愛せざるを得なかつた)

発展途上国の経済政策

—その政策目標と国際環境—

村上 敦
（神戸大学）

I

小論の目的は発展途上国の経済政策の基本的方向を発展途上国が置かれている国際環境との関連で明らかにすることである。しかし、一口に発展途上国といつてもその内容は極めて多岐にわたり、経済発展段階や成長テンポにおいて大きく相異する広範な地域を含むものであるから、ここでその総てをカバーすることは不可能である。したがって、ここでは一般に東南アジアとよばれている地域とくに東南アジア諸国連合（ASEAN）を形成している五カ国（タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシア）を具体的に念頭に描きながら、発展途上国の戦後期における経済政策の展開過程を国際環境との関連で追求することとした。

II

さて、各国で具体的に展開されている経済政策の目標が国を異にするにつれ、また時代を異にするにつれて相異することはいわば当然である。いま上記五カ国の最近における経済開発計画の目標設定をみてもその間には大きな相異がある。タイにおいては（第三次五カ年計画、一九七一年～一九七六年）国際情勢の緊迫化を背景に

「国家保全のための適切な軍事・警察力の維持をはかること」ならびに米を中心とした穀物および鉱産物等一次産品の輸出停滞、貿易収支・国際収支の赤字化に関連して「多角的な輸出振興計画を推進すること」が最重要視されているし、フィリピンにおいては（新4カ年開発計画、一九七〇～一九七四年）農産物、水産物の自給化と輸出の拡大、選択的な投資優先計画による製造業の成長加速化（GDPに占めるシェアの拡大）が重視されている。また、ここでは一九七四年に失効する米比特恵関税協定（ラウエル・ラングレー協定）後への対処が当面の緊急事であり、このため輸出市場と輸出商品の多角化（協定は砂糖を中心とする一次産品の米国市場確保には貢献したが、この反面、輸出市場と商品の多角化をおくらせる原因でもあった）の必要性が強く意識されている。さらにマレーシア（第二次五カ年計画、一九七一年～一九七五年）では一九六九年五月の人種暴動以来人種間経済不均衡の是正、マレー人による商工業の創立を通しての社会の再編成、全マレーシア人の貧困の解消が計画作成の重点項目とされるに至っている。この上、マレーシアにおいては今日失業が大きな社会問題であり（一九七〇年で約八%と推定されている）、第二次計画はこれを解決する（失業率を七・三%にまでおさえこむ）課題を担わせている。シンガポールの経済開

発計画は予算の支出計画の域を出ず、これも今日まで年次計画の積み重ねに終っており、政府の役割は経済開発のための環境整備を中心としたものである。しかしながら、ここでもこれまで一九六三年（）一九六五年にかけてのコンフロンテーションによるインドネシア貿易の杜絶、一九六五年九月のマレーシアからの分離、さらに最近における英軍撤退の気運による動搖がきびしく感じられてきたのであり、独自の工業化路線に基づく着実な経済発展が模索されている。最後にインドネシアに関しては（経済開発五ヵ年計画、一九六九年（）一九七四年）これに先立つ破滅的な経済状態から脱却し、近代的な経済建設に乗り出すことが当面の課題であり、今日の計画は次の五ヵ年計画を実施するための基礎づくりとして位置づけられている。そのため、計画の重点は農業部門の開発（米を中心とする食料自給化）、これに関連したインフラストラクチャーの充実、農業部門の発展に寄与する工業生産の拡大に置かれている現状である。このように、われわれはまず、それぞれの国がおかれている環境と直面している問題の性質により、今日追求されている経済政策の目標が極めて多岐にわたっている事実に注目しなければならない。

III

しかしながら、戦後四半世紀を通じて多くの発展途上国により追求されてきた経済政策を総体として眺める場合、そこに一つの基本的な方向とその方向の変化が存在することもまた事実である。以下こうした基本的な政策目標とその変遷を国際環境との関連で眺めることとしよう。

まず第一に、戦後政治的独立を達成した多くの発展途上国は經濟的自立を併せ獲得しようとしたが、その經濟的自立は戦前の植民地体制（一次産品輸出經濟体制からの脱却、經濟構造の多様化なし）高度化（工業化）によって実現されると考えられていた。したがって、戦後の経済政策（経済開発計画に具体化される）の力点はなによりもまず「工業化政策」に置かれることとなつたのである。この際、こうした基本的な政策目標の設定が當時発展途上国が置かれていた国際環境を反映するものであつたことに注目することが重要である。すなわち、そこには一次産品輸出經濟体制をもつて国際分業のネットワークに組み込まれているという国際環境そのものが発展途上国の将来の発展を必ずしも保証するものではないという基本的認識（反省）が存在したからである。それは理論的にいって次のようないい論點から構成されるものであった。

- (1) 単種生産構造、就業機会の欠如、国内における要素移動性の欠如が諸々の distortion を生み出し、これが貿易利益の完全な実現をはばむとともに場合によつては貿易上の損失を結果すること。
- (2) 一次産品に対する相対的な需要の不振が一次産品価格を長期的に低下せしめ、発展途上国の交易条件を悪化せしめること。（一次産品の需給が非弾力的であることから生じる一次産品価格の短期的激変の問題がこれに加わる。）
- (3) 一次産品輸出の不振に応じて発展途上国の貿易収支・国際収支がたえず逆調化傾向を示すこと。
- (4) 一次産品の生産に伴う連環効果からみて一次産品を基軸とする

長期的な経済発展が疑問視されること。

こうした国際環境への認識から出発する「工業化政策」の実施において、ここで問題とする五カ国もその例外ではなかつた。たとえばインドネシアの第一次五カ年計画（一九五六六年発表）では投資計画のそれぞれ二五%が電力・灌漑、鉱・工業、運輸・通信にふりむけられ、大規模な構造的変化がもくろまれていたし、フィリピンの一九五七～一九六一年度計画では総投資額の四二・七%が工業に向けるものとされていた。また、一九五八年に始まるマレーシアの第一次五カ年計画にみられる「創始産業法」(The Pioneer Industries Ordinance)、一九五九年におけるシンガポールの同じく「創始産業法」、一九六一年に施行されたタイの「産業投資奨励法」(The Industrial Investment Promotion Act)などは、いずれも工業化促進を目的とするものであった。

ところで、こうした発展途上国の工業化政策はこれまで極めて重

要な一つの特徴をもつていていたように思われる。それは工業化政策が設定されるに至った経緯から当然に予測されるところであるが、それぞれ政治的独立の達成に伴うナショナリズムの高揚を背景に一国単位で、国際環境（国際市場）に背を向ける形で実施に移されたといいう事実である。各国は輸入割当制の実施や輸入関税の引上げという「保護貿易手段」に訴えることにより、それぞれの国内市場をめあてに工業化に着手したことである。もつとも大規模な工業化計画があるが、輸入代替産業育成に伴う関連部門の輸入増加を通じてかえって国際収支危機の加重要因となつたこと。

- (1) 輸入代替を通じて国際収支危機を回避しうるとみられていたものが、輸入代替産業育成に伴う関連部門の輸入増加を通じてかえって国際収支危機の加重要因となつたこと。
- (2) 対象とした国内市場が狭隘であつたために規模の経済に基づく能率的な生産が実現されず、輸入代替から輸出促進へ向う自然的経路の基盤が切斷され、一定限度以上の工業化が実現されえなく

ある。この点、工業化の成功そのものが実は国際環境によって左右されるという」ともできよう。しかしながら、こと「市場」に関する限り当初の工業化は自国市場を対象とするものであり、この意味で「輸入代替的工業化」であった。発展途上国にとって輸入代替的工業化は各国の経済構造を变革し、成長を加速化し、雇用を吸収するとともに一人当たり所得を引き上げ、国際収支危機をも救済する万能薬とさえみられたのである。ただ、これにかかる懸念は先にもみた如く input の供給に関する外國（国際環境）の協力体制如何であつた。ここでこのような「輸入代替的工業化」がかなりの程度成功した事実は忘れられてはならない。殆んど零から出発した発展途上国の工業部門は一九六〇年の GDP に占めるウェイトで、シンガポールで七・二%、西マレーシアで八・三%、インドネシアで八・四%、タイで一一・六%、フィリピンで一七・九%まで高まつたのである。

なつたこと。

また、工業化政策を重視する余り、国内農業部門が相対的に軽視されてきた事情もこうした二つの欠陥の尖鋭化に間接的に貢献したのである。すなわち、多くの発展途上国は国内における食料の生産が人口増加に追いつかず食料を輸入に依存する結果を招いたがためにその国際収支の赤字が一層拡大することとなつた。また国内農業部門の不振は国内市場の拡大を制約し、輸入代替工業の能率的生産をさまたげる根本的要因となつた。かくして一九六〇年代中葉以降、発展途上国にとって新しい経済政策目標が設定されることとなるのである。

IV

上述したところから容易に察知されるように、新しい経済政策の目標の一つは国内農業の再評価であり、こうした方向での努力は東南アジア諸国において「グリーン・レボルーション」として目覚ましい成果を挙げている。こうした農業革命を背景に今日インドネシアが米を中心とする食料の自給化計画を推し進めていることについては既に述べた。マレーシアにおいても一九六六年に開始された第一次マレーシア計画においては土地開発と灌漑・排水施設の充実を中心には、総公共投資の二三・九%が農業開発に割り当てられていた。

フィリピンが画期的な米の増産を達成し、これまでの米輸入国から米輸出国に転換した事実はグリーン・レボルーションのエピソードとして良く知られている事実であろう。しかしながら、このような農業重視の経済政策が一国ベースでの食料自給化を指向している限

り、いわば「輸入代替的農業化」であり、「輸入代替的工業化」と同様国際環境に背を向けた政策であることは注目に値しよう。近隣諸国の自給化が伝統的な米輸出国であったタイを圧迫し、その経済を苦境におとし入れてゐる事実は、この間の事情を如実に物語つてゐる。一国ベースの自給化は国内で農民に高米価を保証することを必要とし（多収穫品種の普及が mixed input の型でコスト面からみてもかなり高くつくものであることも忘れられてはならない。）一方、自給化に基づく国際市場での需要の減少は米の国際価格を低下せしめる。かくして結果するものは米における国内価格と国際価格の乖離であり、東南アジア諸国を全体としてみた資源の非能率的配分である。われわれは農業重視の経済政策が発展途上国の中長期収支難を軽減し、国内市場の拡大を通じて最終的に工業的発展に貢献するメリットを認めるとしても、現にグリーン・レボルーションの背後で生じつつあるこののような事態を同時に考慮しなければならない。いま、各國ベースの食料自給化目標を所与とすれば、農業生産性の大大幅な向上を通じて国内価格の高騰を抑制していくことが、こうした方向で発展途上国に課せられている課題であろう。

V

一九六〇年代中葉以降登場するに至つた新しい経済政策のいま一つの目標は工業化政策の新しい展開である。その工業化過程において国際収支難に直面し、狭隘な国内市场という壁に当面するに至つた発展途上国は国際環境に背を向けていた態度を改め、一層の工業化を国際環境を積極的に利用していくことによつて実現していく方

向を追及するようになった。「輸入代替的工業化」から「輸出指向的工業化」への転換といわれているものがこれである。以下東南アジア諸国についてこうした転換の実態を眺めることとしよう。

まずタイにおいては、一九六二年の産業投資奨励法の施行以来、外民間資本の急激な流入に支えられて各種工業が急速に発展し、GDPに占める工業の比重は一九六〇年の一一・六%から一九六八年に一四・五%にまで高まつた。しかし、これらは殆んど国内市场向けの軽工業や消費財工業であり、近隣諸国に輸出余力をもつものはなお僅かである。しかしながら、近年保護主義的な内容をもつ輸入関税の引上げとならんで、国産原料を使用する輸出工業の振興が重視され、先に述べた如く第三次五カ年計画において多角的輸出振興計画が取り上げられるに至つた。フィリピンにおける工業化の進展は保護貿易政策のもとで戦後比較的に早い時期にみられた。しかしこれも輸入代替的軽工業を主とするものであり、その国際競争力は極めて弱い。しかもそれがGDPに占める比重は一九六〇年の一七・九%から一九六八年の一七・三%まで殆んど変化がない。こうした停滞状態を打破するため一九六七年に投資奨励法(Investment Incentive Act)が施行され、輸入代替工業を輸出産業化する努力が払われることとなつた。これに加えて国内資源の加工輸出の振興、工業団地と自由貿易港の創設が日程に上つてゐる。マレーシアでは一九五八年的創始産業法以来工業化が進展し、西マレーシアで一九六〇～一九六八年の間にGDPに占める工業の比重が八・三%から一一・六%に上昇した。創始産業が外国資本との合弁による輸入代替工業を中心とするものであったことはいうまでもない。関税の引

上げ、各種輸入制限政策がこの工業的発展に貢献したことと他の国の場合と同様である。しかしながら、その後一九六八年に創始産業法が投資奨励法に衣がえするとともに、輸出促進政策が急速に推し進められるに至り（輸出振興のための経費の所得税控除、輸出金融、輸出保険制度の確立、輸出用原材料の輸入税払戻し）、一九六九年に公にされた「新しい産業政策」(A New Industrial Development Strategy)においても雇用機会を確保する目的を併せもつた労働集約輸出工業の推進がうたわれている。シンガポールにおいても一九五九年の創始産業法施行以降、それまでの自由港として仲継貿易に従事する体制を一変する本格的な工業化の展開がみられた。このため関税障壁の設定、輸入割当制度の採用が実施された。その結果、GDPに占める工業の比重は一九六〇年の七・一%から六八年には一一・六%にまで急増した。しかし人口二〇〇万人を対象とする工業化には明らかに限界があり、最近では輸出指向的工業化が強く意図されるようになつた。熟練労働力の存在や立地上の優位制はこうした方向に貢献するであろう。一九六七年の「経済拡張奨励法」(The Economic Expansion Incentive Act)により輸出向生産からの所得税控除が実施され、国内市場向け工業に対する助成措置（税制上の）が廃止され、国際競争力をもつた外企業の誘致が奨励されていること（ジュロン工業団地の新設）はその現れである。最後に、インドネシアでは最初にも述べたように本格的な経済再建が緒についたばかりであり、全面的な工業化の展開は今後の課題であろうと思われる。事実GDPに占める工業のシェアは一九六〇年の八・四%から六八年の八・四%へ全く変化を示し

ていない。現在の五ヵ年計画においても工業は主として農業との関連で捉えられており、国産原料加工、労働集約的輸入代替的工業化に主力が注がれている。しかしながら、その一方において輸出の多様化が国産原料の加工輸出の形で重視されていることは否定し難い。最近発表されたバタム島の自由港指定と工業基地建設の計画は雇用の吸收とともに加工工業品輸出拡大をねらいとしたものである。

このように東南アジアの発展途上国は主として一九六〇年中葉以降、輸入代替的工業化のゆきすまりを克服するべくその工業化政策の方向を転換する動きを示している。この際、発展途上国の側にかなり長期にわたる輸入代替的工業化の実績が存在したこと、輸出適格工業として雇用面への考慮から労働集約的工業が要請されているとともに、国際収支面への考慮から国産原料加工業が重視されていることに注目しておくことが必要であろう。また、こうした輸出指向的工業化が、政策的支援をえて成功する限り（これはこれで固有の困難にさらされるものであるが）さきに指摘した「輸入代替的工業化」の欠陥を回避しうるものであることも併せ注目に値する。

VI

さて、「輸出指向的工業化」政策にとっての最大の問題は「市場」の存在如何である。次にこの問題に目を轉じよう。「市場」としてまず念頭に浮かぶものが先進国市場であることはいうまでもない。この関連で発展途上国にとって必要なことは労働と資源（国産原料）の両面において存在すると予想される比較優位を一層強めることによって先進国との間に新しい国際分業関係を樹立する努力を払

VII

このような立場にある発展途上国にとってより有望な輸出指向的工業化は相互に協力することによって輸出市場を与え合う方向に求められることとなるであろう。発展途上国はその輸入代替的工業化の過程において相互に重複する同種産業を競合的に拡大する傾向にあった。これらが互恵的に調整され、それぞれにより広い市場が与えられるならば相互間の貿易拡大の機会は大きく、それらの能率は大幅に改善されるであろう。（これに関連して相互に協力する発展

途上国はお互の同意なくしてこれ以上同種産業の創設を行なわないという合意が必要とされる。) また発展途上国によつては既にその隣国がかなりの生産能力をもつてゐるにもかかわらず同種商品を先進国から輸入しているというケースがある。この場合、輸入先を隣国に転換することはその隣国の生産を能率化する点で大いに貢献するであろう。さらに発展途上国の輸入代替的工業化は一般的にいつて国内の最終需要パターンに合致した最終財生産の段階にとどまつていることが多い。それぞれの国の市場が中間財生産を許容するほど大きくなきからである。この場合、協力によつて拡大した市場が存在するとすれば、これまで不可能であつた中間財生産が可能となるかもしぬれない。このように発展途上国相互間での協力といふフレームワークに即した工業化(各國の立場からみれば輸出指向的工業化であるが、協力する地域全体からみれば対域外輸入代替的工業化である分野が多い)は既存輸入代替工業のゆきづまりを解決し、併せて新しい工業部門の創設を可能とする点において大いに有望であると思われる。これは、各発展途上国にとって自らの発展に有利な国際環境を相互につくり出していく方向に他ならない。

ここで取り上げて来たタイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシアの各國は近年こうした方向で目覚ましい前進をとげたのである。一九六七年八月に結成された ASEAN がこれである。既に一九六一年当時のマラヤ連邦、フィリピン、タイの間では「東南アジア連合」(ASA) が形成されていたが、フィリピン、マラヤ連邦間の対立もあって、必ずしも順調に運営されていなかつた。これに対し、これを発展的に解消した ASEAN は各國における経

済的諸問題の緊急性を背景に短期間にかなりの進展を示した。既に各国一〇〇万ドルずつの拠出による ASEAN 基金が設けられ、農業、漁業、運輸・通信等多くの分野で協力体制が整備されるとともに貿易面においても輸入制限、関税の撤廃と将来における自由貿易地域の形成が構想されている。またより重要なことであるが、一層の工業化との関連で共同プロジェクトの選定が調査されている。一九七一年の会議において ASEAN が域外大国の干渉をうけない平和、自由、中立地帯を目指して努力するという中立化宣言を打ち出したことは広く国外の注目を集めめた。

さて、こうした ASEAN 構想はそのようする人口や経済規模、経済発展段階、資源賦存状態等からみて工業化を中心とする経済発展の実現にかなりの可能性をひめているように思われる。しかしながら、ここでの輸出指向的工業化政策の成否が「自らに有利な国際環境を相互協力の形態で自ら造り出していく」努力に依存していることが忘れられてはならない。一国ベースで国際環境に背を向けるながら実行してきた輸入代替の過程を支えたものはなによりも各國のナショナリズムであった。しかし、地域ベースで相互間の輸出を通じ工業化を実現していくかなくてはならない局面において最も必要なことは各國がエゴイスチックなナショナリズムを放棄することである。将来に構想されている自由貿易地域内での経済的優位を目指して各國が独自の動きを示すとすれば、構想はその当初から破滅の危険にさらされるであろう。その意味において各國間の経済的平衡を目的とする国際的計画化の原理が今から必要とされるのである。

全国大会における共通論題「経済政策の国際比較」の報告原稿である。)

質問一 (慶應義塾大学 加藤 寛)

村上氏についてもお訊ねしたい。土地と農業を中心として自立的な政策に移っていくとする。それは援助から自立へという形で進んでいく問題を指摘されたと思う。そうすると、そのような問題をめぐって、輸出型工業を進めていく場合の第四の方向として、当然市場の拡大ということを村上氏はご指摘になられたが、その場合、つねに持っている南の一つの問題、それは南というものが西の一つの存在でありながら、しかも東との問題を全く抜きにして論ずることができない。そしてその東の問題をどういう風にこの低開発国がとらえようとしているのか、それは果してこの北と進んでいくような方向として理解することができるのだろうか、もしそうだとするならば、それに東西が一つのコンバージェンスを起こしていくことを何か考えることができるとするならば、それは世界的な一つの統合化の道といふものをここに暗示されようとしているのだろうか。

ところで、村上氏の報告のコメントとして中内氏が一つの提案をされた。それはMN(多国籍企業)が開かれた体系をつくりていくという意味において大きな存在になりうるのではないだろうか、という問題提起である。ここで中内氏におたずねしたい。この資本の自由化、南北問題でもってMNの問題を一つの答えうる問題として提示されたのであるが、アメリカ自身が、あまりに大きくなつたがゆえにむしろMNを規制しようと

いう考え方さえある。そうすると、そのようなアメリカの行こうとする方向と、今、中内氏が出された南北問題の解決策の一つとして提案されたMNの問題とが、果して実行可能な問題として今の私達の国際環境の中で登場できるだろうか、ということをここで考えたい。

質問二 (国際基督教大学 中内恒夫)

以下九点にわたる村上教授に対する質問・コメントを述べるに先立つて、ごく簡単に7点にわたる教授の報告範囲を要約することから始めよう。村上教授は右に挙げられた題の報告中、Iにおいて、この報告の目的と特徴が、発展途上国との経済政策の基本的方向を、発展途上国がおかれている国際環境との関連で明らかにすることにあることを指摘し、IIにおいてアセアン諸国の五ヵ年計画の概要を示した後、IIIにおいて、アセアン諸国との基本的政策目標の変遷を分析する。まず、アセアン諸国は独立と同時に経済的自立を目的とする工業化政策に重点を置く。その理由は、これら諸国が一次産品生産国として組み込まれていたことの不利なることの自覚なし反省にもとづく。だが、工業化は、アセアン諸国では国際環境に背をむけるかたちでなされた。にもかかわらず、資金不足から、この工業化 자체が外國の協力に依存したといいわば皮肉な状態がみられる。工業化の当初の形態は輸入代替政策であったが、農業の軽視とあいまって、種々の欠陥をあらわすに至り、一九六〇年代に政策転換の導入を見る。その最初のあらわれが国際環境に背をむけた形をとるのである。この農業軽視の工業化へのはねかえりに対

する反省として農業の再評価が、グリーン・レボリューションという形であらわることが、IVで示される。さらに、充実した農業生産の上に立って、Vにおいて、国際環境の中で新しい工業化政策展開の必要が、輸出指向的工業化への転換という形で示される。次にVIにおいて、この工業化政策の結果として生ずる市場の問題が指摘される。労働と資源の両面においてアセアン諸国が有すると考えられる比較優位を一層強める様な形で新しい国際分業関係を樹立し、積極的に国際環境を利用することが提言されている。そのために、先進国が全力を挙げて発展途上国の努力を支援することが要請されると共に、さらにVIIにおいて、発展途上国相互間において輸出市場の与え合いのために、あえてこの合意の必要が説かれる。

さて、以上の如く要約された村上敦教授の報告に対する私の質問は次の九点に要約される。

第一は、村上教授のアセアン諸国経済の分析が導いている結論的提言たる、国際間の構造調整を通じての協力は、美しい調和的発展を志向する政策的ビジョンに支えられており、多くの政策担当者や理論家を魅了せざには置かないであろう。また過去における最も堅固な貿易政策理論の伝統に投ぜられた多くの新古典学派的業績の拡大・充実という方向に沿うものであることも、多くの読者が行間に読みとる处であろう。だが、ここで提起される政策論的問題は、この村上教授の提唱される構造調整を通じての協力の方法如何ということである。つまり、

How の問題である。村上教授のヴィジョンには私もかねがね深く同意するものであり、その側面における教授の我々たる現実的分析には敬意を表せざるをえない。しかし、いまから将来にかけてのアセアン地域の経済政策にとって最も重要な問題は、如何にして、このヴィジョンを具体的な政策立案のテーブルにのせて行くかという問題ではないだろうか。この問題はまた最も困難な問題を含むものもあると考えられるために、あえてここに問題としておたずねする次第である。

第二は、IVにおいて村上教授が指摘される米の自給政策の推進によって生ずる国内米価と国際米価の乖離という問題である。国際価格は、需要の減少によって低落する一方、国内価格は、米自給政策の推進によって騰貴するから、資源分配上の浪費はまぬがれがたい。

だが、より長期的にみるならば、これはいわば各國が工業化政策を推進するための迂回過程の一部であり、外國為替不足という深刻な制約のために余儀なくされる途でもある。もちろん、短期的には資源利用効率はおちるであろうが、しかしそれが公平により近い途を意味するばあいは、発展途上国が多くが惹かれることも事実である。

むしろ、ここでの問題は、先進国の農業保護政策の方に向けられるべきではなかろうか。つまり、先進工業国、とりわけ日本は積極的に発展途上国からの農産物輸入需要の自由化を進めると同時に、農業・工業の技術トランプファイを積極的に行なって、開発の伝播に努めるべきであろう。

第三は、IVにおいては、アセアン諸国の国内農産物価格を押える必要のみが書かれているが、実は開発戦略上さらに重要な問題として、農・工業の部門間の相互依存関係を樹立し、農業部門の蓄積を工業発展に利用するための制度的問題があるのでなかろうか。また、この蓄積を工業化に導入する上で、華僑を中心とする仲介業者の存在が、商業資本の産業資本への転化をさまたげる働きをしたことに対する財政措置を伴う政策が必要となる。この点についてはタイの例について論じた拙論を参考されたい。⁽¹⁾

第四は、村上教授の叙述を考察すると、アセアン諸国の工业化に一つの順序を考えることができる。そこには地域協力のための分業構造形成原理への指向が看取される。一般的に云えばそれは経済発展の僅かの差を大切にすることができるだろう。分業を行なうためには産業・技術構造の僅かの差で十分であり、むしろ、差が僅かであるということが発展途上国間の分業構造に関する合意をとりつけることを容易にする効果をもつだろう。この僅かな技術の差を利用して絶えず、域内に貿易創造効果を生みだすことによって、アセアン諸国の産業構造を高めつつ、新製品に採算を保証する市場規模を確保する可能性が開ける。

第五は、右に述べたような産業構造の地域的調整に基づく貿易秩序構造をつくりあげるためには、先進国を含めて、産業構造政策に重点を移す必要がある。例えば債権国会議の如く、先進国から発展途上国への資本トランクスファーの重要な部分を左

右する会議にも構造的関心は極めて薄いのが現状である。その結果、長期的な比較優位構造を無視した、フロー面のみの経済援助はしばしばプロジェクトの立ち枯れ、もしくはいちじるしい非効率を生む。アセアン地域で、こうした援助行政の欠陥を是正するためには、先進工業国たる日本や、国際機関を含む、エコノミストの円卓会議を通じて、援助計画の経済性を充分検討し、主として先進諸国の行政官のみで決めている現行の援助方式を改善する必要があろう。

第六は、村上教授がVIにおいて展開された国際市場の積極利用という点についてである。このことは、市場価格機構の作用の役割りを一層増大させることを意味する。一般的に云って、アセアン地域の資源配分をより効率化するためにもこのことは望ましいであろう。それは『最適』状態に少しでも近づけるためであって、必ずしも自由貿易を意味するわけではない。むしろ、補助金政策の積極的適用など、次善の最適概念の適用範囲であるばかりが多いだろう。

現実的には、多国籍企業の効果をフルに活用する形態が注目できるであろう。先進国の資本や技術を吸収すると同時に、発展途上国の製品に対しては、多国籍企業の販路を利用しつつ、資源の効率的利用をはかることが可能になる。

第七は、アセアン地域の経済発展にとって、域内貿易的重要性はたしかに村上教授の指摘される如く大きく、これら地域が、域外大国の干渉をうけぬ、平和・自由・中立地帯を目指す、いわゆる中立宣言を今後の地域発展の政治的指針とする

ことでも十分理解できる。だがこのことは、域外の先進国との関係を軽視してよいことにはならない。いや、むしろ、政治的には中立であっても、経済的には補完的でなければ今後の発展は期待できないだろう。

第八は、村上教授の地域経済協力の構図は、合意によるゆずり合いに基礎を置く分業秩序の確立を指向するものであるが、このVIIの問題点について再び how の問題が提起されよう。域外の先進国に対する域内国を優先する貿易政策をアセアン諸国がとることは新興工業製品の市場を相互に確保する効果をもつであろうことは村上教授の指摘する通りであるが、これは同時に資源利用の累積的非能率化を招くおそれもある。先進国を排除するのではなく、合弁事業などの利用により、資本と技術を積極的に導入すると共に、市場価格機能を一層働かせるような競争原理の導入が必要であろう。ここに日本に対する集団的圧力を、経済合理性に導く可能性が存在すると思われる。

第九は、以上の諸論点を総合すると、私には、アセアンは開かれた協力体制たるべきであると思われる。対外的保護主義を強めることは大きな潜在的貿易創造効果を失うことになりかねない。これに対して日本は、上述の如く、資本・技術のトランسفرを積極的に行ない、アセアンの発展途上国が貿易を通じて持続的経済発展を実現するのを援助する必要がある。それが、単にフロー面での援助にとどまらず、発展途上国に拡大された貿易機会を与えるような、産業構造の調整を伴う必要があることはいうまでもないであろう。

一九七二・七・三〇

(注1) 中内恒夫『後進国経済発展の阻害要因』「新しい政治経済学を求めて」第2集の中、勁草書房一九六八年三四二・三四六ページ

なお、私の村上教授に対するコメントについて、東洋紡績經濟研究所の岸本和夫氏より左の如き質問が寄せられた。御指摘を感謝して拙い解答を試みたい。

『村上敦氏の報告についてのコメントの中で、アセアン諸国の「国際環境に背を向けた」一国主義を規定したものとして、アジア的文化特性を挙げられたが、そのばあいの「文化」の意味内容、また、文化の特殊性と普遍性を区別する基準、またそのような文化の特性が、どのような因果関連を通じて経済の構造や政策を規定または影響を及ぼすのか教示されたい。』

答 討論の際私は文化という言葉を主として、理解の枠組(frame of reference)という意味において用いた。より厳密には人間が学習によって社会から習得した生活の仕方の総称を意味し、衣食住を初め技術・学問・芸術・道徳・宗教など、物心両面にわたる生活形式の様式と内容を含むとする広辞苑の説明が妥当すると思われる。国際間の関係に齟齬を来たし、協力に失敗する時、国々はそれぞれ同質的な国内ににげこもつて鎖国政策をとりがちである。異なる文化の間には実に大きな理解の障壁がある。判断はバランスを欠き、眞実は歪曲され、部分が過度に強調される傾向をもつ。

文化的な特殊性は主として形式にかかるものであり、普遍性は形式を超える内容ないし精神に見出される。一例をあげれば、

幸福 = 所得
欲望

の式において、西欧近代的発想では高度成長による所得増大が幸福を増大すると考える。このばかり、幸福の増大は普遍性をもつ内容すなわち目標である。だが、同じ目的は東洋的叡智である欲望の減少という別の形式によつても達成される。前者には高度成長は不可欠だが、後者にとつてはそうでない。むしろ、均衡と安定の方が一層重要である。このように異なる文化形式をもつ国々からなる地域の協力はそうでない国間よりも一般的には一層困難であるが、しかしそれらを統合することは不可能ではなく、より普遍的な価値目標を設立することにより、異文化を結びつけ、協力せしめ、むしろ多様性そのものを恵みにかえることも不可能ではないであろう。

質問三（明治大学 松尾 弘）

地域統合について、ASEANとECとの間にはちがいがあるのではないか。

そこで地域統合を成功させる条件は何かを調べてみる必要がある。

ECは地域統合の中に国民の利益を生かそうという共通精神がある。ところがASEANはそろそろでも、支配階級の利益のための地域統合なら賛成、そうでないなら（反対とまでいわないにしても——先進国から援助を受けるについて、そういうことは具合が悪いから）、積極的に協力しないという態度である。それに民族、歴史、言語、価値観、文化、その他にわたつ

て余りにもちがいが多すぎる。

右のようなことを考えた場合、ASEANがすぐに実現するかの如く考へるのは、どうも性急すぎる。その前に、解決していかなければならない問題があるのでないか。

質問四（国学院大学 弘田嘉男）

発展途上国の経済発展・経済構造の改善には農地問題の解決が基本的前提と考えるが、この点についての御見解をききたい。

答一 私の報告に対し予定討論者の中内恒夫、加藤寛、尾上久雄の三先生の他会場の多くの先生から貴重なコメントをいただいた。とくに中内教授は私の報告原稿にあらかじめ目を通された上、数々の有益な示唆と教示を与えられた。まず最初にこのことに対し深く感謝の意を表明したい。

学会報告の後、私は七月に私が問題としたシンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピンを会議出席を機に訪問する機会に恵まれ、また十月以降はアジア太平洋地域経済協力センターのスタッフの一人としてタイに長期滞在中である。このように短期間の間にASEAN五カ国の実態に直接ふれたことは望外の喜びであった。以下では学会報告に現地での経験を加えながら与えられた質問やコメントに答えていくこととする。

答二 まず中内教授からは九点にわたつて詳細なコメントが与えられた。これはおおよそ次のように要約できるであろう。

(+) 先進国（日本）と発展途上国（ASEAN）との構造調整的協力関係 発展途上国内部での合意的分業に立脚した地域経済協力関係の重要性が主張されているが、こうしたビジョンを具体的な政策

立案のテーブルに乗せていく方法についてはどう考えるのか。(2)

発展途上国における米自給化政策の評価に関し、(1)資源利用効率の低下を指摘するよりも工業化政策推進の迂回過程、外国為替節約のための必要条件として積極的に評価できないか。(2)先進国（日本）の農業保護政策をこそ問題とすべきであり、先進国からの技術トランシスファーをも含めた開発の伝播努力が最も必要とされるのではないか。(3)農・工間の相互依存関係に着目し、農業部門での蓄積を工業発展に利用する制度的問題にまで言及することが重要でないか。

(3) ASEAN 内部での分業構造形成原理に関しては諸国間での経済発展段階、産業・技術構造の僅かの差を利用して合意をとりつけ、域内貿易創造効果を發揮せしめることが大切であろう。(4) 報告では ASEAN 内部での貿易機会拡大の必要性に重点が置かれ、ASEAN と先進国との経済的つながりが比較的軽視されているがこれは問題であろう。産業構造の地域的調整も先進国を含めた産業構造政策のなかで問題とされなければならない。グローバルな長期的比較優位構造を重視し、かつ市場価格機構、競争原理の作用を増大させるような方向で ASEAN の発展が計られなければならない。先進国から資本や技術を積極的に導入し、合弁事業や多国籍企業を利用しつつ「開かれた協力体制」を指向することが ASEAN にとって必須である。政治的中立が経済的保護主義に連なり先進国との間の補完関係をたちきる方向は ASEAN にとってるべき途ではない。(5)「開かれた協力体制」としての ASEAN に対し始めてわが国の経済協力や経済援助を考えることができる。この点についてはどう考えるのか。従来のフローを重視した非効率的援助は深刻に

反省されるべきであろう。

答 三 ところで他の先生方から提出されたコメントのいくつかはこうした中内教授の論点に直接、間接なんらかの関連性をもつている。たとえば、発展途上国の経済発展過程における農地問題解決の重要性を指摘された弘田嘉男教授のコメント、ASEAN における米自給化政策を日本の自給主義との関連でとらえる必要性を示唆された北川一雄教授のコメントは中内教授の論点(2)に関連するし、ASEAN 諸国内でのシンガポールの特殊性に詳しく言及され、例外的存在の評価を追及された松尾弘教授のコメント、貿易拡大の前提条件として域内輸送部門拡充の必要を問題とされた北川教授のコメントは中内教授の論点(3)にかかわりあいをもつていて。さらに、発展途上国と社会主義経済圏との交流関係、南北問題解決の鍵としての多国籍企業評価を問題とされた加藤教授のコメント、国際分業関係の動態的把握と発展途上国との基本的発展方向との関係を取り上げられた尾上教授のコメント、ASEAN を中核としながら日中をもその外周円に加えた新しい二重構造的アジア経済協力機構構想を提示された山本登教授のコメント、シンガポールのアジアドル市場やアジア開発銀行の活動領域と ASEAN との関連を問題とされ、アジア地域内でのサブリージョンとしての ASEAN の位置づけをたしかめられた北川教授のコメントはいずれも中内教授の論点(4)と関連性をもっている。また、アジア地域での米国援助の後退と日本の役割に関し問題を提起された尾上教授のコメントは中内教授の論点(5)にかかわるものである。

しかし、ASEAN が第二段階をむかえ、より政治的結合の強化を

必要としているのではないかという山本教授のコメントと ASEAN が民族、言語、歴史、文化等多面にわたって地域的統合を成功させる条件を欠いているのではないかという松尾教授のコメントは ASEAN の将来をどう評価するかという別個の論点を提示されているようと思われる。

そこでここでは、中内教授の五つの論点にこの新しい問題点を加え、つごう六つの論点に対し私の見解を明らかにすることとしよう。

答 四 論点(一)。周知の如く、ジョンソンは先進国における実質貨銀の上昇が資本と技術を発展途上国へ移動せしめ、そこでの安価な労働と結合して労働集約的製造工業品の生産と輸出を有利化し、発展途上国の経済発展を促進するという自然的な「国際的経済発展の伝播メカニズム」を明らかにした。同様に先進国における加工工業立地上の制約と発展途上国における自然資源立地上の優位性は後者における自然資源加工型工業の発展を有利化するであろう。ジョンソンによればこうした自然的過程の運行を阻害しているものは先進国側における輸入制限、関税構造のエスカレーション、発展途上国側におけるナショナリズム、とりわけ経済計画や経済統制の非能率性、性急に広範囲に拡大された輸入代替的工業化、インフレ的金融財政政策の実施、通価価値の対外的過大評価、民間外国資本に対する敵対的態度等の人為的諸政策である。ところで私が報告で指摘したことは、今日、こうした阻害要因のうちの主要なもの——少くとも輸入代替的工業化——が発展途上国側によって意識されとり除かれつたことであるということであった。そうであろうとすれば、それだけ、阻害要因を排除する点における先進国側の責任が加わるわけである。

この点に関し先進国との市場開放と直結した対発展途上国援助の必要性がつとに主張されている。これに加えて、私は次の二点を指摘しておきたい。一つは市場開放の背後で画策される産業構造政策の方針が決定的に重要なことである。これが対内的補助手段によって既存生産ラインの保護温存を指向する場合市場開放効果は無に帰するからである。眞の意味での構造調整政策こそが採用されなければならない。この点に関しては比較劣位産業への保護撤廃に関する明確なタイムテーブルを設定し、転換に対する補償を手厚く行なうことが必要であろう。いま一つは、中内教授によつても指摘されているが、発展伝播過程で重要な機能を荷う先進国多国籍企業の役割である。これは価格メカニズムに従い発展途上国で自ら生産したものを自国市場ないし他の先進国市場へもち帰ることに利益を見出す場合人為的障壁を突破する力を備えうるものと思われる。そしてこれが市場機構に基づくものである以上、多国籍企業は構造調整的協力関係の具體化において最も信頼できる媒体となりうるであろう。なお我が国の多国籍企業が米国のそれと異なり、わが国比較劣位産業の対発展途上国移植を中心とするもので、国際企業再編成上好ましいものであることについては小島清教授によつて明らかにされている。(「海外直接投資の理論——アメリカ型と日本型」一橋論叢六五巻六号)また ASEAN 内部での経済協力関係推進の具体的方向については、論点(三)に関連して述べることとしたい。

答 五 論点(二)。ASEAN 諸国での農業重視、米自給化政策に関しては次のような問題点を繰り返し論じておきたい。発展途上国における「グリーン・レボリューション」はそれ自体飢餓の救済と食料輸

入の減少による外貨節約効果をもつほか、従来の一次産品に加うる輸出の可能性増大効果、国内市場の拡大とこれを基盤とする輸入代替的工業化促進効果をもっている。したがつて中内教授が指摘される如く米自給化政策はそれなりに評価されなければならない。しかも、工業化との関連で「市場」拡大効果のみならず蓄積をも含めた

「要素」供給効果を重視し、そのための制度的保証を確立しなければならないという事も教授が論じられる通りである。しかしながら、「グリーン・レボリューション」が、一面において、そのための経費負担に関連して農村における貧富の差を拡大し（このことは弘田教授の指摘された農地問題解決の必要性に通じる）、他面において、報告で強調したような国内価格と国際価格の乖離をもたらしつつあることもまた事実である。もとより発展途上国の農業問題は少くとも地域的協力のフレームワーク（域内における生産特化と域内貿易の拡大、あるいは一国ベースでの自給化から地域ベースでの自給化への転換）において、さらには中内教授や北川教授の示唆される如く先進国（日本）の農業政策をも含めた枠組（わが国の米を始めとする農産物輸入の自由化）において解かれるべき問題である。私自身基本的にこうした方向づけの必要性を痛感している。しかしながら、最近年の如くASEAN諸国の米作が天候不順による凶作に見舞われ、高米価国たるわが国からの援助に依存せざるをえないといふ現状においては、当面、米を始めとする主食に関する限り一国ペースでの安定的供給の確保がなによりも必要とされるよう思われる。その際、わが国がかかえているような米に関する諸矛盾を回避するためには農業生産性の増大に格段の努力を払うべき

であろうというのが私の論点であった。ASEAN諸国の現状からみて農業生産性向上の余地は極めて大きいと思われる。このために先進国からの大幅な技術トランスファーが必要とされることはないまでもない。

答 六 論点(3) ASEAN内部での分業構造の形成、域内貿易の拡大に関しては目下次の三方策が検討されつつあるということである。第一の方策は生産物別に域内諸国が輸入制限の軽減や関税の相互引下げを実現し、貿易の自由化を通して域内貿易量の拡大を計つて、こうとするものである。しかしながら、域内各国の同質的輸出構造と異質かつ多様な現行輸入制限政策や関税構造がこの方式の障害と考えられている。第二の方策はいわゆる補完協定方式 (Complementary Agreement) で、すでに各國がそれぞれ生産している生産物に関し合意により各國別特化の方向を決定し、他国はこれを輸入に委ねようとするものである。特化と規模の経済の作用を合意により実現しようとする方式に他ならない。しかしながら、これに対しても特化ラインからはずされた各國の既存生産能力が壊滅的な打撃を受けること、および各國の生産体系が自立性を次第に喪失していくことに関し強力な反対意見がある。また、各國が自ら選好する特化方向に関して提出した商品リストが極めて類似しており、相互に重複しているという現実的困難も存在している。第三の方策は一括引き方 (Package Deal) といわれるもので、なお各國において本格的生産が開始されるに至つていい幼稚工業で、地域ベースではじめて最小市場規模を見出しうるような工業部門を選定し（鉄鋼業、化学工業等すでに10個のプロジェクトが選び出されているといわ

れている)、これを各国に配分していこうというものである。ここでも合意による特化と規模の経済実現が意図されている。しかしながら、ここでもこうしたプロジェクトの実施が長時間を要し、この間に技術進歩の結果、経済的なプラント規模が絶えず変化していくという困難の他に、より重要なことであるが、新興工業の立地選定に当つて各国の利害が激しく対立するという非経済的ではあるが根本的障害が強く指摘されている。

このようにいくつかの摸索にもかかわらず域内の分業構造の形成に関してはいまのところさしたる進展もみられていないのが現状であろう。北川教授のいわれる如く、輸送部門等分業形成のインフラストラクチャードにおいて大きな障害の存在することも重大な阻害要因である。松尾教授が指摘されたように、近年目覚ましい発展を遂げ、完全雇用と高い成長率を享受しつつあるシンガポールの特異な地位に対する近隣諸国のみが合意の達成をさまたげていることもおそらく事実であろう。各国がそれぞれに深刻な内部矛盾をかかえ、いまだ Nation-State の建設と National Unity の実現に苦慮しながら、同時に各国間での経済協力に乗り出されるえないといふ局面において、経済協力が多くの障害に取りまかれ、ともすれば挫折の危機に直面するという事情はこれを理解するに難くない。

しかしながら、経済的に見る限り、報告でも指摘した如く、また中内教授が各国間の産業・技術構造の僅かな差に着目しての合意実現について強調されている如く、域内分業構造形成の可能性は大きいものと思われる。このことと関連してここでは分業形成を促進し具体化すると思われる二つの要因についてふれておきたい。一つは

ASEAN 諸国をとりまく外部環境の変化、とりわけわが国の経済大国としての出現と東南アジアへの急激な浸透である。外部からの圧力が強ければ強いほどこれに対抗し、共同的な防衛統合体 (defensive integration) を形成することによって経済力を強化しようとする地域的求心力は強まざるをえない。この場合、経済力強化の願望が地域的分業構造の形成を通して始めて実現しうるとする共通理解に到達する時間は一層早められるものと思われる。いま一つは先進国多国籍企業の域内分業促進機能である。発展途上国へ進出した多国籍企業は当面進出先の国内需要を満すための生産活動に従事するであろう。これは各国の輸入代替的工業化政策に合致した方向である。しかし、国内需要が満たされた段階になるとそれまでそれがその国でほぼ同様の製品群を独立的に生産していた一つの多国籍企業は各國での生産単位を单一の製品生産に再編成し相互に域内各國へ供給する方が有利であることを見出すに相異なる。ここでも価格機構に立脚しながら各國が潜在的に有する比較優位を顕在化せしめ、域内分業と域内貿易の拡大をもたらす重要な機能が多国籍企業によつて演じられると期待されるのである。

答七 論点四。報告において ASEAN を「閉じた統合体」として捉える意図は全くなかつた。ただ東アジア諸国（韓国、台湾、香港）が対先進国向け工業製品の輸出を通して急速に成長したこと、南アジア諸国（インド、パキスタン）が比較的早くから工業化し対先進国輸出の基盤をかなり備えているとみられることに比較すると、東南アジア諸国の場合、シンガポールを除いてこれらの点で立ちおくれており、むしろ、当面、域内分業の確立に依拠した工業化に力

点を置くことが必要であるうといふのが報告の趣旨であった。たとえそうであるとしても、ASEAN諸国があらゆる機会を捉えて先進諸国との関係の強化に努めるべきこと、そうすることによって始めてその発展が保証されることはいうまでもない。最近一部の国々においてとくに我が国を対象とした外国資本導入の規制や輸入制限の動きがみられるものの大勢として政治的中立化宣言が経済的孤立主義を導くおそれは存在しない。むしろ集団としての対EC、対日貿易交渉にみられる如く対外貿易機会拡大への要求は強いのである。

また ASEAN 諸国がベトナム戦後を見越して個別的にではあれ社会主義圏諸国との経済交流強化に取組む姿勢を示してきた事実も忘れられてはならない。ジョンソンの指摘にもあつたように、明らかに「開かれた協力体制」のもとにおいてのみ先進国から発展途上国へのダイナミックな比較優位のシフトが実現されるのである。

しかし、先進国と ASEAN 諸国との関係はこのように捉えうるとしても、ASEAN 諸国とその他アジア発展途上国との関係は私の報告から逸せられていた。この点について私はいうべき多くのことをもつていてない。ただベトナム戦後において從来の五カ国に南北ベトナム、ラオス、カンボジヤ、ビルマの五カ国を加えた拡大 ASEAN 構想が存在すること、東アジアにおいても南北朝鮮、台湾、香港を包含する東アジア自由貿易地域形成の提案（小島清教授、世界経済評論、昭和四十七年十一月号）が存在することは注目に値しよう。こうした複数の経済統合体が境を接して存立することになればこれにわが国や中国を加えた全体としてのアジア経済協力機構が必要とされるかもしだれない。また、最近対中接近へ大幅な政策転換

を計った濠州やニュージーランドも参加するアジア太平洋地域経済協力機構が生み出されるかもしれない。しかしながら、いずれの場合にあっても先進国と発展途上国の間の大きな経済的落差を考慮する以上、同一平面上での協力関係はありえず、援助供与国と援助受益国との間に一線を画し、前者における協力提供と後者における自助というそれぞれの果すべき役割を明確化することが必要であるようと思われる。

答 八 論点(五)。「開かれた協力体制」としての ASEAN に対しわが国が援助や経済協力をおしむべきでないことはいうまでもない。援助の形態についてもすでに論点(一)に関係してその問題点を明らかにした。最近伝えられるところによると、わが国は昭和四十八年度を契機として ASEAN に対する一括援助に踏み切り、今後この種援助額を飛躍的に拡大する用意があるといわれている。これは五カ国別に使用されるものでなく、ASEAN が共同プロジェクトとして立案しているエーシアン・カーの開発、造船業の育成、石油化学・肥料工場の建設等に向けられるもので、域内の一層の工業化と域内分業構造の形成、したがって統合の強化に資する望ましい援助形態といえるのであろう。しかしながら、同時に、ASEAN に対する最も好ましい援助がわが国自身の産業調整による輸入余地の拡大であることが忘れられてはならない。「開かれた」 ASEAN に対しわが国もまた「開かれた」協力体制をとることがなによりも要請されるのである。

答 九 論点(六)。ASEAN の将来をどう評価するかの問題は極めて困難な課題である。さきに述べたように各国はそれぞれ内部的に多

くの矛盾をかかえ、かつ各国間に抜き難い対抗意識をひめながらコスト・ベトナムの新しい局面にさらされている。矛盾と対立を一つ数え挙げていけば ASEAN は地域的経済統合体として成長する条件を欠いているとさえいえるかもしない。ともすれば政治的ストロークが先行するものそのためであると思われる。しかしながら、それにもかかわらず、私は ASEAN の将来に一つの曙光を見出しうるのである。それはややにもふれた defensive integration という概念に関する。先進国とくにわが国との経済的ギャップが拡大し、わが国の存在が大きくなるにつれて対抗力形成の必要性は増大する。政治的対抗力の形成はやがて経済的対抗力の育成によつて内実化されざるをえない。まさにこの一点において諸国間の対立は協調転換し、一方、経済力の充実は各国内部における矛盾を緩和すると期待されるのである。ASEAN は今後われわれが最も注目すべき発展途上国の経済統合体として着実な成長を続けていくことであろう。

答 一〇 もて、以上が私に与えられた数々の有益なコメントに対する私の回答である。コメントに対する私なりの解釈が誤っていたり、回答が意をつくしていないおそらく対しをおわび申し上げねばならない。

ところで、この回答を通して私が極めて相矛盾する二つの問題点を強調してきたことを最後に告白しておくことが必要であろう。私は一面において ASEAN をとくにわが国に対する防衛的、対抗的形成原理において捉え、その将来を展望しながら、他面において、対先進国輸出の拡大や ASEAN 内部における分業形成と貿易拡大

といった内面的発展の局面においてはとくにわが国多国籍企業の果すべき役割を高く評価してきたのである。多国籍企業の活躍が経済的浸透のシンボルであるならばこうした二面的把握は大きな矛盾といわなければならない。しかしながら、このことはいずれも事実であるようと思われる。そしてこのことは ASEAN 自身にとっても矛盾である。それはわが国に対する防衛と対抗に支えられながらそのままにこそわが国への依存を強めざるをえないというディレンマに立たされている。発展途上国の経済政策がその政策目標と国際環境に関連して直面している最大の困難がここにあるのかもしれない。発展途上国共通の経済政策の目標は、今後、先進国からの企業進出を如何に誘導し、規制し、自らの発展に役立たしめるかに焦点がしばられてくるようと思われる。

社会主義圏における経済改革

—その政策目標と国際環境—

五井一雄
〔中央大学〕

一 問題の限定

戦後ソ連を中心とする東欧社会主義圏でいくつか重大な政治的・経済的变化が現われた。その顯著な事例の一つは一九五〇年代まで社会主義経済のモデルであったソ連型集権的計画経済の欠陥に対する反省と批判が国民の間に公然と現われ、それがいわゆる「経済改革」として政治的問題にまで高められたことである。この経済改革の内容と程度とは各国の政治的・経済的事情を反映して差はあるが、企業の自立性と市場関係の導入という方向において一致しており、したがって社会主義経済における今後の動向、とりわけ「市場」と「計画」との問題に関連して興味ある材料を提供している。

この報告の意図は、東欧社会主義圏における経済政策課題を政策目標および国際環境の変化に対応するための資源配分組織の再編成としてとらえ、このような観点から東欧諸国の経済改革の推移を概観し、その特徴を明らかにしつつ、社会主義経済における分権化改革の意義をさぐることである。

二 ユーロの経済改革の推移

ユーロの経済改革は一九四八年スターリンによってソ連の経済援

助の停止をきっかけにしてはじまつた。一九五〇年ユーロの指導者チトーは公然とソ連型の集権的計画経済システムを拒否し、企業の自立性と市場関係の導入とを目指す経済改革の路線を打ち出した。一九五〇年六月の「労働者集団による政府企業管理法」の法令によりユーロ企業は労働者集団を代表する「労働者評議会」によって管理されることになった。さらに一九五一年「国民経済の計画的運営法」が制定され、労働者評議会の管理する企業は自らの生産・雇用計画を作成し、利潤の一部を自由に分配する権限を与えられた。この一連の制度的改革によってユーロは他の東欧諸国にさきがけて分権化改革に乗り出したわけである。

ここではまず問題となるのは、なぜユーロが改革路線をとったかの原因についてである。ユーロの場合には、まず労働者自治を中心とした新しい自治社会主義の建設というイデオロギー的要素が改革推進の原動力となつた。この新しいイデオロギーは生産者・市民の参加する政府形態を要求するものであり、一九五三年のユーロ憲法（第四条）はそれを次のように明記している。「生産手段の社会的所用、経済における生産者自主管理・コモンズ、都市、地方における勤労人民の自治は国の社会的・政治的組織の基盤である」と。この自治社会主義はその論理的帰結として(1)労働者による企業の自主

管理と(2)集権的計画経済システムから市場経済システムへの移行とを要求したのである。

経済改革を生み出したいま一つの原因は集権的計画経済の欠陥に見出された。すなわち、集権的計画経済の存続は、工業化に必要な物的資源の自給度に依存しているが、ユーゴの経済はソ連と異なつてこのような条件をみたしておらず、その工業化はソ連の経済援助と東欧諸国との貿易に大きく依存していた。しかし一九四八年のコモンフォルムの決定によるソ連、東欧諸国との貿易停止はユーゴ経済に打撃を与え、外国貿易の大きな再編成を促して世界市場志向型への転換の契機となつた。

以上のイデオロギー的、経済的原因から開始されたユーゴの分権化改革の過程を展望するとき、次の二つの段階に区分することができる。第一の段階はいわば市場制社会主義への「移行期」ともいうべき段階で、一九五〇年から一九六四年までの期間であり、第二の段階は市場制社会主義「確立期」ともいうべき段階で、一九六五年以降現在に至るまでの期間である。

まず第一の「移行期」は、労働者集団の企業管理と指示的計画システムの採用とから開始された。一九五〇年の「労働者集団による政府企業管理法」は労働者集団が「労働者評議会」と「経営委員会」とによって企業活動を指導することを定めた。一九五一年の「国民経済の計画的運営法」は集権的生産計画を廃止して、蓄積率および投資配分のような基本的割合のみを定めるやかな計画システムに切り換えた。価格も一部の例外を除き統制が外され市場によって形成されることになった。

一九五三年から六四年までの期間に企業はその固定資産を売買する権利を得たのみならず、所得の一部を賃金と内部資金とに分配する権利を得た。農民も「農業協同組合再編成法」の制定により集団農場から離脱する自由を獲得した。また貨幣・金融制度の改革にも着手し、商業銀行の創設、投資資金貸付制度、準備率制度などを導入した。一九五八年にはユーゴの分権化改革の意図が(1)生産手段の社会化、(2)社会的生産の直接生産者管理、(3)労働に応ずる所得分配、(4)搾取の欠除に基づく分権的社会主义の確立にあることが宣言された。

しかし、一九五〇年から開始されたこの分権化改革は一九六一年には重大な障礙に直面した。それは、一九五二年の価格改革以降ユーゴに内在したインフレ圧力が一九六一年にいたって顕著に増大したことと、五〇年代順調に伸びてきた経済成長が急速に落ちこんだことによつて、分権化改革に反対する集権派の抵抗が強まつたからである。

そのため第三次五ヵ年計画は事実上放棄され、彼らの間の政治的衝突が解決されるまで分権化改革は中断された。一九六四年十一月連邦議会は第三次五ヵ年計画の代りに一九六四年—七〇年の七ヵ年計画を作成し、同年十二月第八回共産主義同盟大会は分権派にとつて有利な政・經分離の方針を打ち出した。この方針は一九六五年夏に通過した経済改革に結実し、ここにユーゴの経済改革は第二段階に入り、「確立期」を迎えることになった。

一九六五年の経済改革はユーゴ経済に市場制度を機能させるために必要ないいくつかの急進的な措置から成っていた。その直接の措置

とは①投資の分権化、②価格改革、③外国貿易に対する政府統制の削減であった。（この改革を推進するために一九六六年七月には集権派の政治的指導者であったランコヴィッチが追放された。）

①投資の分権化は、企業の投資計画を政府の計画から放棄し、投資資金の供給を企業と銀行とにゆだねることを意味した。その結果企業および銀行の供給する投資資金は一九六三年から一九六六年の間に総投資資金の四三・六パーセントから八四・三パーセントに上昇し、政府財政による投資資金の割合は急速に減少した。かくして、効率の悪い企業に対する政府補助金は急速に削減され、国内市場における企業間競争は一層促進されることになった。

②価格改革は政府の価格統制権を大幅に縮小し、厳格な価格統制を基礎的必需品に限定するとともに、集権的計画経済システムのもとで生じた価格構造の歪みを除去するためであった。しかしその結果は外国貿易規制の緩和の影響と相俟って価格および各種サービス料金の一般的上昇を惹起したため、一九六四年には工業生産物の六四パーセントを占めていた価格統制は一九六五年末には同生産物の九〇パーセントに適用されるという事態を招いた。このような価格改革の後退を招いた大きな理由は、一九六一年以降顕在化したインフレ圧力であった。しかしその後超過需要の削減により価格安定化が徐々に進み一九六七年までにはこの工業生産物に対する価格統制の範囲は五二パーセントに減少し、さらに一九六八年には四四パーセントに低下した。現在、価格統制はこの範囲にとどまっており、それら工業生産物を除けば生産者価格形成は一般的に自由であり、小売価格、農産物生産者価格も原則として自由に形成されている。

また公益事業料金を除けばサービス価格も自由に形成され、その主な例外は地代と地方当局のサービスの価格であった。しかし一九六九年に入つてから物価は再び上昇しはじめ、そのため生産財、とくに工業原料に対する価格統制廃止の試みは停滞している。

③外国貿易規制の削減は、平価切下げ、複数為替レートの廃止、輸入規制の縮小、外資導入などを主内容とした。複数為替レートは一九六一年改革で廃止されたが、その後国際収支悪化を理由にして復活していた。また一九六一年改革において為替レートは一ドルにつき七五〇ディナールの单一為替レートに切りかえられたが、それは実勢にそぐわないものであった。一九六五年改革では複数為替レートが再び廃止され、单一為替レートに切りかえられ、平価は一ドル対一二五〇ディナールに切り下げられた。またディナールは外貨と交換できるようになった。貿易も漸次自由化され、一九六七年には輸入品目の約四分の一が自由化され、輸出プレミアムや輸出補助金も廃止された。この結果ユーゴ経済は実質的に世界市場に組みこまれることとなつたが、国際収支の赤字は一九六五年を除けば期待されたよう克服され得なかつた。平価切下げも国内需要引締めも輸入を抑え輸出を促進することができなかつたからである。また輸出がコメコン諸国に、輸入が西欧諸国に傾斜しているユーゴの貿易構造もこの事態を一層悪化させる原因であった。西欧諸国との貿易収支の赤字が急速に増えるのに対しても、コメコン諸国との貿易収支の余剰は吸収されないままに累積したのである。このため輸入規制が再び強化され、関税は改革時において平均二三パーセントの水準から約一一パーセントの水準に引き下げたものの、現在では再び

約二〇パーセントの水準に引き上げられた。このことは国際收支赤字の問題により現在ユーロの貿易自由化がブレーキをかけられていることを意味する。

以上の一九六五年改革によりユーロ経済は完全に集権的計画経済システムから訣別しただけではなく、他の東欧諸国における分権化改革よりもはるかに急進的な新しい社会主義経済のシステム——市場制社会主義——を確立した。その特徴は次の点に見られる。

第一は投資の分権化により、計画の機能はもはや指令的・拘束的型ではなくて、まったく指示的・誘導的型に代ったことである。改革前では投資が集権化されており、分権化が進んだ一九六〇年でさえも連邦政府は総投資の六二パーセントを「一般投資資金」、その他の制度によって直接に統制していた。投資の分権化はこの政府の投資配分に占める重要性をいちじるしく減少させ、一九六八年には政府投資は総投資の一五・七パーセントを占めるにすぎなかつた。かくして政府計画の機能は経済発展の予測と社会的利益と私的利益との調整の指針に限定された指示的型となつた。また投資資金の大部分が政府から企業と銀行とに移された結果として、その需給が市場関係によつて規制されることとなつた。

第二は外国貿易の自由化の促進によりユーロ経済が開放経済に転換したことである。貿易における自由化は「移行期」における分権化改革の段階においても検討されていたが、貿易収支の慢性的赤字に直面していたため、国内市場の自由化にくらべていぢるしくおくれていた。一九六五年改革は国内経済を開放するため平価切り下げによって貿易自由化の路を切り開いたわけである。

三 ユーロを除く東欧諸国の経済改革の推移

ボーランドにおいては、この国の経済的不安定性ないし停滞とならんで政治的自由化の動きに呼応して経済改革の思想が急速に展開した。この経済改革の思想的代表者はランゲ（O. Lange）、ブルス（W. Brus）らであるが、彼らの見解によれば、伝統的な集権的計画経済は命令と強制とが原則とされる戦時経済のもとでは適切であるが、刺激と自発性とが重要性を増す平時経済のもとでは、それは市場メカニズムの適用をともなう計画経済モデルに取つて代られねばならなかつた。この経済改革論者の圧力に応えて、ゴムルカは「経済評議会」（The Economic Council）を設置し、一九五七年当時最も包括的な経済改革のプログラムを提案した。この改革プログラムは(1)企業の自立性の確立および(2)そのための準市場関係（quasi-market relations）の導入の二点を強調し、それによつて命令と強制の集権的計画経済を利潤動機と経済的刺激の分権的経済におきかえることを目標としていた。企業の自立性とは経済の官僚統制機構を解体し、労働者評議会による自主管理のもとに企業が最高の収益性を目指し費用計算原則にしたがつて運営され、企業に対する補助金もすべて打ち切られることを意味し、準市場関係の導入とは、利潤動機を機能させるために、賃金と価格とを生計費および生産費にもとづいてたえず改訂し、企業の生産活動がこの改訂された賃金・価格および需要によつて決定されることを意味した。

しかしこのような改革案は当時ユーロを除く東欧社会主義圏の強い反撥を招き、彼らはこの改革案を支持したゴムルカ政権に対して

強い圧力を加えた。その結果、党の指導権は集権的計画経済を固執する保守的グループに移り、一九五七年改革案を実施するすべての試みは彼らによって骨抜きにされた。しかしポーランドにおけるこの経済改革に対する要求は、一九六二～三年における経済情勢の悪化を背景として再び盛り上がっていった。そしてこの改革の要求に拍車をかけたのは一九六二年「プラウダ」に発表されたリーベルマン（J.G. Liberman）の論文をめぐるソ連経済学者の論争であった。

これら内外の経済的・政治的情勢の変化を反映して、ポーランド政府は改革プログラムの実施を検討し、その段階で「工業管理の若干の分権化」（一九六五年）さらに「労働に対する物的刺激、利子率および利潤の役割の増大」（一九六四年）、「企業の自己金融の増大」（一九六六年）を制定した。かくして分権化改革の路線が再びポーランドにおいて公認された政策の一部となつたが、ここで注目すべきことは、分権化改革を遂行するポーランドの政治的環境がもはや一九五七年当時と同じではないということである。党の指導的グループは保守派によって固められ、彼らは経済改革を押しつけられた必要悪とみなした。したがってポーランドの分権化改革は保守派と改革派との間のはげしい政治的斗争の妥協的産物であった。価格統制を政府の恒久的政策用具として維持すべきであるというポーランドの計画当局の態度や「労働者評議会」および工業トラストに対しほとんど自立的な権限を与えていないことはこの事実を如実に物語つている。

チエツコスロバキアにおける経済改革は一九六〇年代に入つてから、經濟的沈滯がその大きな原因になっている。当時チエツコは東

ドイツと同様に著しい経済成長の停滞に落ち入つただけでなく、住宅・消費財の不足、販売されない財の在庫堆積、国際收支の慢性的な悪化など集権的計画経済のもたらした難問題に直面した。そしてこの経済的困難に対する国民の不満はソ連型集権的計画経済システムに対する反撥となつて現われた。一九六三年ラドスラウ・セルッキー（Radoslav Selucky）が「計画崇拜」をスターリン主義のあらわれであると批難し、集権的計画経済に攻撃を加えたのをきっかけにして、チエツコの指導的経済学者たちは経済改革の必要を政府に勧告した。この事情を反映して一九六四年当時のノボトニー政府は私企業に対する規制の一部を自由化するとともに包括的な経済改革草案を作成し、一九六五年「新経済モデル」としてそれを承認した。

この一九六五年の「新経済モデル」は改革派の領袖であるオタ・シーケ（Ota Sik）を中心にして作成され、数量指標の廃止、市場価格の採用などによって企業の自立性と市場関係の導入とを大幅に認めることにおいてポーランドの分権化改革プログラムよりもはるかに急進的であった。しかしこの改革に反対する保守派の圧力も強く、その結果、「新経済モデル」の実施は遅滞しただけでなく、新経済モデルを軌道に乗せるために一九六七年着手された卸売価格の改革もインフレ圧力の原因に適切な措置を加えるべきだという改革派の警告を無視して着手されたため、卸売物価の水準は予定をはるかに上まわつて上昇し、インフレ圧力を一そう増大させた。このチエツコ経済の危機に直面して一九六八年一月改革派はノボトニーの政敵であるドブチニクと協力し、「新経済モデル」の遂行を遅滞させる保守派の一掃を試みた。しかしこの試みは外部的圧力によって失敗

に帰し、現在「新計画モデル」に盛られたチエッコの経済改革がボーランドと同じく以前と異なった政治的環境のもとで停滞していることは明らかである。

東欧諸国における分権化改革の動きは東ドイツにも波及した。経済成長率がチエッコと同様に著しく低下した事実は東ドイツの政府に経済改革に踏みきる直接的なきっかけを与えた。東ドイツの経済改革は一九六三年「新経済計画・経営システムのための指針」として発表された。この改革プログラムは、価格決定権を中央当局に保留するという条件で、生産計画に関する主要な経済決定権を各工業

トラストに委譲することを主内容とするものであった。この改革によれば、各工業トラストは価格決定権を除き実質的に独立した経済単位とみなされ、中央当局から最小限の直接指標を受け取り、この中央からの直接指標の枠組のなかで各企業に対し生産課題を設定する権限を与えられた。この改革は価格決定権を中央当局に保留していること、しかも経済活動単位の自立性は企業レベルではなく工業トラストレベルに限定されていることの二重の意味で組織分権的計画経済を志向したものというべきものであった。しかし一九六五年以降東ドイツでは次第に固定価格制度に対する改革の気運が高まり、固定価格、最高限価格、計算価格、契約価格の四つの複合価格制度の導入を唱えたベッテヘル (M. Beetherr) の提案、価格決定権を工業トラストに委譲すべきだというアンブリュマン (Kurt Ambree and Helmut Mann) の提言はこの価格改革の気運の代表的例である。しかし東ドイツにおける価格決定権がかりに分権化されるとてもそれが工業トラストを中心とした組織分権化にとどまっている

限り、東ドイツの経済改革は組織分権的計画経済を志向したものであるといわねばならない。

ハンガリーではチエッコ、東ドイツの場合と異なって経済改革の一の経済学者たちによって討議され、企業の自立性と市場関係の導入とを軸とする改革プランが作成されていた。一九五六年の動乱によってこの改革プランは承認されなかつた。一九六三年カダール政府はそれを承認し、一九六五年にはこの改革プランを実施するためのプログラムを策定した。

この改革プログラムによると、一九六八年までに、計画と経営につき企業に大幅な自立性を与えるために(1)賃金・価格の決定に伸縮性を与えること、(2)生産計画に市場需要を反映させること、(3)政府と企業との間の官僚的統制機構を廃止すること、などの重要な変化がハンガリー経済に導入されることとなつた。政府はこの改革プログラムを実施するために「社会主義企業憲章」(一九六七年)などいくつかの重要な法令を定めた。これらの法令によつて、企業は(a)生産計画の作成、(b)企業内作業組織と給与規則の制定、(c)労働組合との賃金交渉、(d)合併、などの権限を委ねられること、政府の活動は長期計画の作成、新企業の設立、企業創業資金貸与などに限定され、企業の経常的活動に直接介入しないこと、また企業純利潤は(1)企業長・経営スタッフ、(2)一般管理職、(3)労働者の三つのカテゴリーに応じて配分されることなどが規定された。

さらに一九六八年には弾力的な信用政策、金融統制を強めるための銀行・信用制度の改革および卸売・小売価格の全面的価格改革が

実行された。この価格改革の実施には、インフレ圧力の増大をさけるために、価格改訂の組合せに慎重な配慮を加えつつ、価格引き上げによる利潤増加部分を課税によって吸収するという措置が講ぜられた。企業長の権限の増大を中心にして市場関係を導入するというハンガリーの経済改革の一般的成果を判定することはまだ時間的に早すぎるが、少なくとも現在他の東欧諸国の改革と比較してより順調に進んでいるといえる。

一九六二年のリーベルマン論文をめぐるソ連経済学者の討論がソ連の経済改革に結実したのは一九六五年末であった。リーベルマン論文のねらいは現存ソビエト経済システムの機能を改善する意図で利潤指標を数量指標に代えることであった。利潤指標は企業に生産と新技術・新製品の導入とに刺戟を与え、品質の改善を促進するという点において数量指標にまさると考えられたからである。一九六年コスイギンが公表した分権化改革の主な内容は、このリーベルマンの提案した利潤指標を企業に対する主要指標として公認することおよび価格改革であった。この分権化改革はボーランドやチエツコと同じく、集権派と分権派との間の妥協の産物であった。いまこの改革の特徴を列挙すると次の通りである。

- (1) 企業長は利潤の一部を労働者に対する物的刺戟として報奨金・労働者住宅資金などに保留できること。
- (2) 企業は総賃金フォンド、産業別生産計画・原料利用計画を中心局から与えられるが、その枠組のなかで利潤・販売高指標を業績指標として生産・雇用・平均賃金を決定できること。
- (3) 企業は投資資金を政府から長期信用の形態で借り入れできること。

と。

以上の特徴から明らかなように、ソ連の分権化改革は中央で決定される価格・賃金・製品の産業別生産・原料割当計画の枠組の中で企業に生産・雇用に関する自立性を与えるとするものであった。この分権化改革は最初消費財生産にぞくする四三の企業に限定されていたが、漸次他の工業企業にも適用され、一九六六年には六七三の企業に、一九七〇年はじめにはソ連工業企業の四分の三にこの改革が導入された。ソ連のこの分権化改革がボーランドや東ドイツの分権的計画経済を志向していることは一九六七年の卸売価格の成績につき、ソロキン (G. M. Sorokin) が次のように述べていることからも明らかである。「価格改革の遂行は再び重要な財に対する確固たる価格統制の必要を強めた。もし価格が統制されなければ、価格は無制限に上昇し、経済全体を事実上崩壊せらるだろう。しかし基本的価格の国家統制は若干の財の価格形成の分権化と両立するものである」と。

チエツコやハンガリーが理論的討議を経て急進的な分権化改革に入ったのに対してブルガリアの経済改革はソ連型の分権化改革に追随した。一九六三年この分権化の試みは約五〇の企業に対して六五年には軽工業・食品加工および機械工業をふくむ主要工業の三〇パーセントを占める企業に適用され、企業は利潤指標と或る程度の企業利潤処分権を与えられた。しかし一九六五年にいたってジフコフ政権は企業の自立性と市場関係の導入を目指すチエツコ・ハンガリーモデルの分権化改革に移行することを承認し、一九六七年には物的刺戟の増大、企業内部資金または銀行貸付による投資政策の強化およ

び銀行制度の改革を行ない、一九六八年には卸売・輸入価格の改革を実施した。とはいへ、これらの措置の実効性は官僚統制機構によって制限されているため減殺されており、したがってブルガリアの分権化改革はチニッコ・ハンガリー型とソ連型との中間の域を脱けていない。

ルーマニアはその経済発展が西欧との貿易に依存しているという事情に直面しているにもかかわらず、この国の経済的後進性と指導者の集権的性向とのために分権化改革がおくれた。一九六三年には卸売価格改革、一九六八年には銀行・信用制度改革が実行されたが、これらはいずれも計画経済システムを維持する枠組のなかで遂行されており、したがってソ連・東ドイツ・ポーランド型の保守的分権化改革路線の上にあるといえる。

(1) G.M. Sorokin, "Economic Reforms in the U.S.S.R.,"
Planning and Market Relations, (ed.) M. Kaser and R. Portes.
(London, 1971), pp. 164—5.

四 東欧諸国の分権化改革の意義

—その政策目標と国際環境—

東欧社会主義圏では分権化改革の結果、現在では事実上一九五〇年代まで支配的であった集権的計画経済のシステムは変容しつつある。それによって現われた経済システムは(1)企業の自立性が増し(2)市場と計画とが共存するような分権的計画経済のシステムである。集権的計画経済のシステムのもとでは、企業の所有者である政府が同時に企業の経営者を支配し、また市場計画と共に存することができないものとみなされていた。しかし一九六〇年以降進められている

第1表 東欧諸国の分権化改革の段階

	企業の自立性（自主的意思決定の範囲と民主化）					
	生産・雇用	物的刺激のための利潤分配	価格・賃金	投資	外国貿易	労働者の企業参加
保守的分権化*	—	—	—	—	—	—
急進的分権化Ⅰ	—	—	—	—	—	—
急進的分権化Ⅱ	+	+	+	+	+	+

注：(+)は企業の自立性が認められている場合を示し、

(-)は政府計画により企業の自立性が否定されていることを表わす。

(±)は企業の自立性が一部制限された形で認められていることを示す。

* 東ドイツの場合、分権化は企業レベルでなくトラストレベルである。

東欧諸国の分権化改革では、これらの考え方は否定され、「所有と経営との分離」および「計画と市場との共存」という分権的計画経済のシステムを作り出したのである。

ユーゴをふくむ東欧諸国の分権化改革の特徴は上の第1表のよう示される。

ここで保守的分権化といふのは、ソ連・東ドイツ型、急進的分権化Iといふのは、ハンガリー・チニッコ型、または「移行期」におけるユーゴの分権化改革の型を示しており、急進的分権化IIといふのは、「確立期」におけるユーゴの分権化改革を表わしている。

第1表から明らかにように、急進的分権化IIで示されるユーゴの経済改革は他の東欧諸国のそれに比較し

て企業の自立性が高く、したがって同じことではあるが、市場関係の導入が最も急速に進められている。急進的分権化Ⅰで示されるハンガリー・チニッコ型の経済改革はユーゴに次いで企業の自立性を認めており、この点において最もおくれているのがソ連および東ドイツ型の保守的分権化改革である。もちろんこの表は概略的なものであり、具体的にみると、各国の経済改革の現状には相違がある。たとえば、価格・賃金決定の分権化はユーゴ、チニッコ、ハンガリーと同じくブルガリアにおいても推進されている。また外国貿易の分権化はユーゴが最も進んでいるが、それが最もおくれているのはソ連、ポーランドと並んでチニッコである。労働者による企業参加についてはユーゴにおいて最も確実に確立されているが、ハンガリーではソ連やルーマニアと同じくほとんど確立されていない。

このように分権的計画経済から社会主義市場経済の方向に最も進んでいるのは、一九六五年改革後のユーゴであるが、ユーゴの場合には自治社会主義のもとに労働者が「労働者評議会」を通じ企業經營に参加していることをも付け加えておかねばならない。ヴァネック (J. Vanek) は、社会経済発展の経済的必要条件として(1)企業の所有と經營の分離および(2)労働者の企業經營参加の二点を挙げ、前者は企業に外的自立性を、後者は企業經營の民主化によって内的自立性を与えるものとし、これらの特質をそなえた経済を「参加経済」(participatory economy) とよんでいるが、ユーゴの社会主義市場経済はこのヴァネック流の「参加経済」の最もすぐれた典型である。ところでの企業の自立性の増大と、計画と市場との共存などをもたらしつつある東欧諸国の分権化改革の経済的意義は「外延的成长」

(extensive growth) から「集約的成长」(intensive growth) への政策目標の転換である。「集約的成长」というのは、ブルガリアのマティエフ (E. Matiev)、東ドイツのコールマイ (G. Kohimey)、ソ連のノトキン (A. Notkin)、ポーランドのセコムスキ (K. Secomski)、チニッコのオタ・シーカ、およびハンガリーのヴァルガ (G. Varga) らが援用している言葉であるが、外延的成长が労働・資本の量的増大にもとづく成長であるのに対し、生産方法の改善、資源・生産物の質的改善および資源の効率的配分にもとづく成長である。経済成長は通常これら二つの外延的・集約的成长の双方をふくむと理解されるが、経済発展の一一定階では外延的または集約的成长の局面が優勢となる。一般に、東欧社会主義圏では一九六〇年代までは主に外延的成长が有利であり、また支配的であったといえる。

ではなぜ一九六〇年代以降東欧諸国は外延的成长から集約的成长へと政策目標を転換したか。この主な理由は、非スターリン化と東西体制の平和的共存という国際政治環境の変化を背景にして内外の経済環境の変化したことにもとめられよう。

戦後東欧諸国はソ連の伝統的なスターリーン型集権的計画経済のもとで外延的成长方式を進めてきたが、一九五〇年代を通じて戦後の経済復興と工業化とを達成した。その結果、東欧諸国が一九六〇年代以降直面した国内経済的課題はまず(1)集権的計画経済のもとでますます資源の外延的成长がもたらした資本、労働力などの資源の涸渴を防止するために、効率的利用—浪費の除去—という経済的要要求に応えるとともに(2)消費生活水準の向上と多様化に対する国民の要求圧力にも応えることであった。

(1) 資源浪費の除去 集権的計画経済のもとでは企業の成功指標と報奨金とは生産目標の数量的達成とその超過達成とに依存し、生産効率や費用節約に依存しなかつた結果、一般的に、労働、資本、生産資源に対する需要がその供給を上まわるという売手市場が発生し、次のような資源の浪費を派生させた。

第一は労働力の退廃ないし過剰雇用である。第二次大戦後の東欧社会主義圏では東ドイツを除き高い自然増加率に支えられた労働力人口の急速な増加と相俟って、企業は量的な生産目標達成のために労働生産性の向上よりも労働力の過剰雇用についた。

第二は資本の退廃である。集権的計画経済のシステムでは資本は土地と同じように企業に対して無償で提供されたことと相俟って、企業は労働力の退廃と同じく資本の退廃につとめた。その結果国民所得増加一単位あたりの投資支出費用（限界資本係数）は増大し、一九五〇—五五年から一九六一—六三年までの間にチエツコでは一・三三クローネから一・七二クローネに、東ドイツでは一・五二マルクから六・一七マルク、ポーランドでは二・七二ズロッティから五・一三ズロッティに、ソ連では一・五二ループルから三・六七ループルに増大した（第2表参照）。また資本浪費の別な形態として原料・中間生産物の過剰利用が生じた。たとえば、ソ連では一九五〇年から一九六四年までの間に粗国民生産物一ループル当たり増加のための原料支出費用は〇・二五ループルから〇・七六ループルに増大し、東ドイツでは一九六一年から六六年までの間にこの費用は〇・四七マルクから〇・五二マルクに増大した。⁽²⁾

以上のように集権的計画経済は労働・資本の量的増大によって急

速な工業化を達成すると同時に企業レベルによる資源の浪費を生み出した。この企業レベルにおける資源浪費の問題は経済成長の停滞に直面して一九六〇年以来、東欧諸国の経済学者および政治的指導者に対して外延的成长方式から集約的成长方式への転換の必要性を確信させたのである。

第2表 国民所得一単位増加のための投資支出*

年	国	チエツコ (クローネ)	東ドイツ (マーチルク)	ポーランド (ズロッティ)	ソルーブル (ルーピル)
1950—55		1.33†	1.52	2.72	1.52
1956—60		2.01††	3.00	4.70	2.00
1961—63		11.72	6.17	5.13	3.67

注 * 經常価格で表示

† 1950年 †† 1958年

資料：J. Wilczynski, *Socialist Economic Development and Reforms*, p. 36より引用。

(2) 消費生活水準の向上と多様化 集権的計画経済のもとでは種類、品質において変化しやすい生産物の需要構造に対して供給構造はいちじるしく適応力を欠いていた。というのは集権的計画経済では販売目標よりも生産目標の超過遂行に重点がおかれていたため生産物についても売手市場が支配し、生産物の種類の多様化、品質の改善は軽視されていたからである。しかし、生産物の種類の多様化、品質の改善において非伸縮的供給構造から伸縮的供給構造への転換は、非スターイン化に伴う国民の消費生活改善の要求圧力が増大する条件のもとではもや無視され得なくなつた。このことは経済的自由化をもとめるユーロやまたチエツコ、東ドイツ、ハンガリー、ソ連のように工業

化の基盤を確立してより高い経済発展段階に達した諸国では一層顕著に現われた。これらの国では品質と種類における需要構造は過去よりも高度化し、種類と品質とにおいて改善された消費財をより多く供給することが中心的課題となつた。かくして東欧諸国における国民消費生活を中心とする需要構造の高度化は生産物、とりわけ消費財の品質改善、種類の多様化を軽視する外延的成長方式からそれらを重視する集約的成長方式への転換を促進した。

つぎに国際経済環境の変化としてはまず(1)戦後、とくに一九五〇年代以降顕著に現われた先進資本主義諸国の技術進歩に比較してソ連をもふくむ東欧諸国のが立ちおくれたこと、(2)ソ連を除けばもともと貿易依存度の高い東欧諸国においては集権的計画経済のもとで初期工業化を達成したあとでは国際分業経済への転換の必要性が一そう強く認識されたことである。

(1)技術進歩の立ちおくれ 外延的成長に傾斜した集権的計画経済では労働者一人当たりの資本量の増大と数量的超過遂行とに重点がおかれて、企業レベルでは技術進歩をもたらすような刺戟システムが欠けていた。もちろん集権的計画経済でも計画当局は生産方法の改善、資源の質的改善という技術進歩の促進に無関心であることは許されない。しかし生産方法の改善、資源の質的改善を意味する技術進歩はもともと費用を節減しようとする刺戟システムを前提にして誘発されるものであって計画当局により上から強制されて生ずるものではなかつた。

東欧社会主義圏で技術進歩による成長が停滞的であったことは、次の事例で示される(第3表参照)。たとえば、一九四〇—五四年ま

でのユーゴでは国民所得は年率約五・九一パーセント増加したが、雇用および資本の増加による所得成長は年平均約六・九五パーセントであり、技術進歩による所得成長は年平均マイナス一・〇四パーセントであった。一九四九年—六四年までのチニッコの国民所得の成長は年平均六・四パーセントであったが、雇用・資本の増加による部分は年平均五・五パーセントであり、技術進歩による部分は年平均〇・九パーセントであった。また一九六一—六七年の期間のポーランドの経済成長はその八八・四パーセントが労働・資本の増加によるものであったのに対し、技術進歩の貢献度は残りの一・六パーセントにすぎなかつた。これに対し一九六〇年代初期においてさえ先進資本主義国の中成長に対する技術進歩の貢献度はほぼ二分の一であった。このような技術進歩に支えられた先進資本主義国の中成長は資源浪費の問題とならんで外延的成長から集約的成長への政策目標転換の必要性を東欧諸国に促がした。

(2)国際分業経済への転換の必要性 集権的計画経済はもともと自國の経済的資源により急速な工業化を達成したソ連型自給経済に適応したシステムであるが、ソ連以外の東欧諸国でも主にイデオロギー的理由からこの自給経済モデルがのぞましいものと見なされていだ。その結果東欧諸国の中では同じ生産物・資源について余剰と不足とが発生するという問題に悩んだ。東欧諸国の中経済発展を阻害するこの問題を解決するために一九五〇年半ばに社会主義的分業を意図するコメコンが創設された。しかしコメコンに加盟できなかつたユーゴはもちろんのこと、それに加盟しているハンガリー、ブルガリア、ルーマニアなどの国では資本主義諸国との貿易の拡大に強い

第3表

%

		GNP成長率	労働・資本の増加による成長率	技術進歩による成長率
東欧社会主義国	ソ連 (1956~64)	6.3 (100)	4.5 (71.4)	1.8 (28.6)
	チコ (1949~64)	6.4 (100)	5.5 (85.9)	0.9 (14.1)
	ポーランド (1961~67)	— (100)	— (88.4)	— (11.6)
	ユーゴ (1940~54)	5.91 (100)	6.95 (117.6)	-1.04 (-17.6)
先進資本主義国	アメリカ (1956~62)	3.5 (100)	1.8 (51.4)	1.7 (49.6)
	西ドイツ (1950~62)	7.3 (100)	3.2 (43.8)	4.1 (56.2)
	フランス (1950~62)	4.7 (100)	1.5 (31.9)	3.2 (68.1)
	イギリス (1950~62)	2.6 (100)	1.4 (53.8)	1.2 (46.2)

注 ユーゴの場合、戦時の1941~45年は含まれていない。

出所：B. Horvat, "Yugoslav Economic Policy," *The American Economic Review*, June (1971), p. 92; V. Nachtigal, "Extensity and Efficiency of Economic Growth in Czechoslovakia; Czechoslovak Economic Papers, (No. 9. 1987), p. 33.

ボーランドについては J. Wilczynski, *Socialist Economic Development and Reforms*. (1972), p. 238より引用。

ソ連、アメリカ、西ドイツ、フランス、イギリスについては J. E. C. C. 1966年より引用。

関心をもっていた。資本主義諸国との貿易の拡大はコメコン内部の分業だけよりもはるかに資源を節約でき、規模の利益を可能にするだけでなく、技術進歩を加速させ、経済成長に貢献すると考えられたからである。しかし集権的計画経済は外国貿易を有利に展開させる自動メカニズムをもたなかつた。双務的貿易、国内価格構造の歪み、恣意的な為替レート、国内市場の外国市場からの独立は国内価格と外国価格との格差を無意味なものにしたからである。その結果双務的貿易を主軸にしたコメコン諸国内部での取引量は低い輸出能力をもつた国によって決定された。またコメコン諸国間における工業製品輸出は類似の生産計画をもつてゐるため減少する傾向があり、この傾向は生産計画が計画当局によつてきめられたために一層強められた。これに対しても先進資本主義諸国との貿易については国際競争力の欠陥のため慢性的輸入超過の傾向があつた。かくしてソ連を除く東欧諸国の経済成長は慢性的な国際収支赤字とに直面せざるを得ないというディレンマにおち入つたのである。このディレンマから脱却するためには国内資源の効率的配分を無視する外延的成長方式から国際分業を促進する集約的成長方式への転換を促がした。

以上において東欧社会主義圏における分権化改革の経済的意義を外延的成長方式から集約的成長方式への政策目標の転換に見出したわけであるが、このことは、外延的成長方式に傾斜した集権的計画経済が実現した急速な工業化という経済的成果を否定するものではない。問題は、外延的成長方式に

よりこの急速な工業化という成果を実現した集権的計画経済システムは、企業レベルにおける資源の浪費、技術進歩の停滞、需要構造の変化に対する非伸縮的な供給構造、国際分業促進に対する障礙、等のミクロレベルにおける経済的コストを増大させていること、そしてこの経済的コストの増大は技術水準の向上、国際分業の改善に成功しない限り東欧社会主義圏の経済成長を停滞させる危険があるということである。

(1) Jaroslav Vanek, *The Participatory Economy* (London, 1971), pp. 54—60. p. 71.

(2) J. Wilczynski, *Socialist Economic Development and Reforms* (London, 1972), p. 36.

(本稿は「経済学論纂」第十三巻第三号に収録された論文を加筆修正して報告したものである)

質問一（慶應義塾大学 加藤 寛）

五井氏にお訊ねしたい。私自身はコンバージェンスについてはむしろ積極的に考える方であるが、もし尾上氏が先程言われたように外国貿易を非常に望んでいるということがユーロというものの転換、自由化を促進したものと考へれば、コンバージェンスの理論の考え方そのものは崩壊せざるを得ないと思う、つまりユーロというものをとりあげることによってコンバージェンスの方向を示すことはできないということになる。そのことに対して五井氏はどういう判断をしているのかお聞きしたい。さらに第二におきたいことは、そのようなユーロの動きの中には一九六七年には外国資本導入法というのがつくられてい

る。これは、外資の規制を排除して日本と同じように資本（設備資本も含めた資本）のうちの四九%までは外国資本が入るのを認める、しかし所有権は一切認めない。このような外資導入法ができるがっている。このような行き方は果してユーロの計画と分権化の二つの行き方から必然的に生まれているもののか、あるいは尾上氏が言われるよう何とか外國関係をうまくおさえようとする、丁度ユーロが西の方に居るので、そういう気持からどんどん進んでいると考へるべきなのだろうか、とするとここに今あるユーロでは必ずしもこの自由化の方向へ向っているものではないのではないか。つまりユーロがコメコンに入るところがなかった、それはなぜコメコンから離脱せざるをえなかつたか、それはソ連やチエコがたどろくとしている道とユーロがたどろくとする方向とは違うものではなかつたか。それを一本の線の上に並べると考へることは、何か一つの判断が存在しうるのではないかということを五井氏にお聞きしたい。

答 御質問の第一点について加藤氏はユーロの改革は外国貿易をつよくのぞんで自由化を促進しているのであるからコンバージェンスの方向を示すことができないといわれるが、私の考へでは、コンバージェンスの方向というのは、加藤氏自身主張される最適経済体制を指向するものであり、生産手段の社会有、労働者の企業管理、市場関係を包括したマクロ計画の作成とその国民的討議、等を特徴とするユーロ型社会主義市場経済は必ずしも理想的だといえないが、この最適経済体制の一つの型を指向していると思う。いいかえれば東側の経済体制と西側の経済体制とがコンバージェンスする方向に

は可能性としてユーロ型をふくめて種々な型の最適経済体制が考えられるのであって、実際にどのような型の最適経済体制が選択されるかは各国の政治的・経済的環境によって異なるというのが私の判断である。

御質問の第二点について加藤氏はユーロの改革は外資を導入し自由化の方向を促進しているから、ソ連やチエツコのたどっている方向とは違っているのではないかといわれるが、少なくともソ連や東ドイツの改革については御指摘のとおりです。しかしチエツコの改革の方向は、たとえば指示的マクロ計画の導入、労働者評議会の創設等を指向したという意味でかなりユーロ型に近いものがあつたと思います。ところで私が分権化改革を一本の線の上に、順序づけたことに疑問を出されますが、私はこの順序づけによってユーロ型改革が東欧における分権化改革の基本的方向を示し、他の東欧諸国が必然的にそれを指向するとは考えておりません。報告のなかで一本の斜めの直線上に分権化改革の順に並べ、ユーロを先頭にいたのは、市場関係の導入と民主化（労働者評議会による企業の自主管理）の二つの座標軸で分権化の度合を測った結果であり、その場合にチエツコやハンガリーの改革が中間に位置し、ソ連や東独が最後に入るというわけです。くりかえしていえば、ソ連や東独、またはハンガリーの改革がユーロ型改革の方向を実際に指向していると私は主張しているのでなく、東欧諸国の経済改革はさきに述べた座標軸でみる限り一本の直線に保守・急進という形で並ぶということが示しただけであります。

東欧諸国の経済改革の過程に於て「インフレ現象」が起こったということを云われたが、社会主義経済におけるインフレ現象とは具体的には何を意味するか。資本主義経済に於けるインフレ現象と本質的に違はないのか。

答 社会主義経済におけるインフレ現象とは具体的にユーロ、チエツコおよびハンガリーで見られた物価上昇なし価格引上げの動きを意味しております。報告のなかで述べたように、ユーロでは五二年改革によって市場関係が導入され、消費財価格が基本的に自由に形成されることになったが、それを契機にして計画経済の下で固定された消費財価格は市場の支配を受けることになり、従来供給不足であった消費財は全般的にはげしい価格騰貴に直面した。この消費者物価の上昇圧力は、消費者の過剰購買力が蓄積されているかぎり、五〇年代のユーロだけでなく他のいかなる社会主義経済においても潜在しており、それが顕在化しないのは、価格計画により価格が固定されているからにほかならない。一九六七年のチエツコの改革も六八年のハンガリーの改革もユーロの場合と同様に市場関係を導入し固定価格制度の部分的廃止に踏み切ったが、これら東欧諸国経済改革の過程においてインフレ現象が起つたというのは、戦後の工業化を通じて社会主義経済に内在していた過剰購買力——これは理論的には取引税によって完全に吸収されるはずであるが、実際には価格の固定化によりこの過剰購買力は完全に吸収されることはなかつた——が価格改革において潜在的物価上昇圧力から物価上昇に転化したことである。したがって市場関係を部分的に導入した東欧諸国のインフレ現象をこのように理解するならば、そ

れは統制経済から自由経済に移行するときに資本主義経済に生ずる抑圧型インフレ現象と本質的に異なるものでないと思う。

質問三（大阪市立大学

藤田 整）

①社会主義経済について市場関係の導入というさい、生産財と消費財のばあいについて、それぞれ区別をもうけるべきではないか。というのは、現在、社会主義諸国においていわれている市場関係の導入ということの狙いは、主として、需要にたいする供給側の反応の speed up にある。しかし社会主義としては、国民経済の発展構造における整合性 (consistency) を計画的に確保するという基本原則がある。したがって、計画性と市場関係という両者のバランスをいかにとるかに困難な問題があり、このばあい、生産財の生産と、消費財の生産については、別のアプローチを取る必要があるのではないか。この点、五井さんのご報告には、こういう区別はなかつたよう思うが。

②経済改革ということを問題として検討するばあい、国の規模（このばあい主として面積と人口を考えて）を考慮すべきではないか。

たとえば、東ヨーロッパ諸国は、人口も一、〇〇〇万～三、〇〇〇万のあいだで、全部あわせても一億前後である。ソ連は一国だけで二億五、〇〇〇万もあり、国土も広い。こういう国民経済環境の相違がそれぞれの国の経済の運営方法（経済改革もその一つ）に影響するのではないか。ソ連が保守的だといわれるばあい、以上の点をどう考慮されるのか。

③現在、各国における分権化とか、民主化とかの発展水準と、

それぞれの国民经济の発展水準とは、どのように対応しているのか。

答

①市場関係の導入は消費財生産に限定される必要があるという

のが御質問の趣旨だと思いますが、東欧諸国の経済改革では必ずし

も市場関係の導入はたんに需要にたいする供給側の反応のスピードアップだけでなく、企業の生産インセンティヴを高め、かつ集権的計画のもとでの資源浪費の傾向を排除することを狙つたものであるからです。たとえば五〇年代のユーロや六〇年代のチニッコ経済改革では生産財部門の企業にも生産・雇用・賃金については自主的決定権が与えられ、集権的計画の枠外におかれています。彼らが集権的計画の枠組のなかにはめこまれたのは、投資および価格の決定だけであったわけです。他方消費財部門の企業にたいしても無原則に市場関係の導入が認められたのではなく、彼らの投資計画については依然として集権的計画の枠組に残されていました。このような傾向は程度の差こそあれ東欧諸国との経済改革にも現われており、したがって社会主義経済における

市場関係の導入と計画との関係は消費財生産と生産財生産との区別に対応していないと思います。経済改革において問題となる計画性と市場関係とのバランスというのは、国家の経済的意志決定と企業の意思決定とを区別し、なにを国家の経済的意志決定または企業の意思決定に委ねたらいいか、という点に核心があり、東欧諸国の改革が分権化改革とよばれるのは、消費財、生産財の区別を問わず生産計画については原則として企業の自主的決定に委ねることを狙つ

たためであると考えられます。

(2) 国民経済環境の相違がそれぞれの国の経済の運営方法に影響するという点では同意します。しかし国の規模（面積や人口）がソ連の場合には大きいから保守的改革となり、その他の東欧諸国では小さいから改革が急進的にならざるをえないとう事情があるとは考えられません。たとえば、国の規模が小さくてもオランダのような資本主義国でも最も急進的な計画を導入しており、東欧圏にぞくする東ドイツでも社会主義諸国の中ではソ連の改革にくらべて保守的な改革を進めています。このことは国の経済の運営方法において國の規模が必ずしも大きな役割を演ずるものでないことを意味します。ソ連の経済改革が保守的であるというのは、国土面積や人口規模が大きいからというよりは、政治的大国のためにイデオロギー的に従来の集権的計画経済路線の軌道修正に時間がかかるということ、集権的計画経済のもとで既得権を有している党・官僚指導層の一部保守的グループの抵抗や圧力によって改革が遅滞しているからだ、と考えております。

(3) 東欧諸国の経済発展水準は各國により異なっているが、一人当たり所得水準（一九七〇年）でみて高い国から並べると、東ドイツ、ソ連、チエコ、ハンガリー、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、ユーゴの順である。また工業労働人口構成比（一九六七年）でみて高い順から並べると、東ドイツ、チエコ、ハンガリー、ソ連、ブルガリア、ルーマニア、ユーゴである。このようにみてくると、東欧諸国は先進国グループと発達途上国グループに分れ、前者には東ドイツ、ソ連、チエコ、ハンガリーがふくまれ、他方ポーラン

ド、ブルガリア、ルーマニア、およびユーゴは後者にぞくしているといえる。ところで分権化改革の発展水準は、本文でみられるように、保守的分権化グループにはポーランドを除けば、先進国の中ドイツ、ソ連がふくまれ、急進的分権化にはユーゴを除けば同じ先進国の中ニコ、ハンガリーがふくまれているから、分権化改革の発展水準と経済発展水準とは明確に対応しているとはいえない。このことは、東欧諸国の経済改革の動きは、その国の経済発展水準に対応しているというよりは、むしろ集権的計画の歪みや欠陥——資源の浪費、経済成長の鈍化、消費財の慢性的不足等——を除去しようとする政治的・経済的ダイナミズムに対応していることを意味していると考えられます。

質問四（大阪市立大学 藤田 整）

報告『資料』第1表の「保守的分権化」の行において、「価格・賃金」、「投資」および「労働者の企業参加」の列が、いずれも「企業の自立性が否定されている」としてある点に問題があるのではないか。また「急進的分権化I」の行において、「生産・雇用」および「物的刺戟のための利潤分配」の両列は、いずれも「プラス」記号ではなく、「企業の自立性が一部制限されている」ことを表わす「プラス・マイナス」記号にすべきではないか。

答 御質問の第一点についてはソ連の経済改革に関連しておりますので、ソ連の場合を例にとりますと、ソ連の改革では「価格」は国家によって決定されることを原則としており、「賃金」については企業賃金基金が依然として計画当局により企業に与えられておりま

す。「投資」についても補修投資を別にすれば新投資は計画にもとづいて配分されています。「労働者の企業参加」は私の報告ではユーヨ型の「労働者集団による企業の自主的管理」という意味で理解されていますので、ここで補足させて頂きます。参加を自主的管理と解釈しますと、「労働者の企業参加」はソ連が最も難色と警戒を示している点であり、ボーランドやチエツコの経済改革がソ連の干渉を招いたのも彼らの「労働者評議会構想」があまりにもユーヨ型「労働者の企業参加」に酷似していたところに一つの大きな原因があつたといわれております。

御質問の第二点については、急進的分権化Ⅰが「移行期」のユーヨ型とチエツコ・ハンガリー型とを含んでおり、ユーヨ型は「プラス」記号ですが、チエツコ・ハンガリー型については御指摘の通りです。本文の表ではチエツコ・ハンガリー型の「プラス・マイナス」記号に訂正しました。

コメント

尾上久雄
（京都大学）

共通論題の「経済政策の国際比較」というテーマはそれだけでは非常に漠然としていて、各國經濟の専門家の話を聞くだけで国際比較をやつたという錯覚におちいりやすい。しかし幸いにして「政策目標と国際環境」というサブタイトルがいくぶん問題をはっきりさせている。この抽象的なサブタイトルに、具体的な現実意識としてはいったい何がこれに対応しているかというと、最近のいわゆるドル問題と各国の対応、とくに円切上げ問題が浮び上がる。その意味においてまずアメリカが取り上げられたのは、問題の一般的な体系からいっても非常に適切である。しかしそれに對応する日本あるいは西ヨーロッパの先進資本主義国とのコンフリクトあるいはそれぞれの国における経済政策の諸目標のターゲットの間のコンフリクトの問題は、今回はあまり明確にはできなかつた。構成上のこの弱点はもちろん報告者の責任ではなくて、むしろ私自身もプログラム作成に口を出した一人として、反省したい。実は報告者の奥村氏はこのことを非常に意識され、この欠落部分をカバーしようと努力された。

次に村上氏の報告も教えられるところの多いすぐれた内容の報告であるが、国際環境に背を向けて輸入代替工業化を志向したという論理的な骨子に問題なしとしない。輸入代替工業化、それから輸出工業化というのは、背を向けたり、前を向いたりというような方向変化でなく、むしろ赤松モデルというか例の雁行形態から考えても一つの方向線上の発展といえる。さらに、国際環境という概念を人がどうとらえるかにも問題がある。貿易量の増大だとか、あるいは国際分業体系、それも静態的にとらえられた例のジエイコブ・バインー的分業体系に背を向けたというのなら、それは戦後の動的国際環

奥村氏はまず一九四六年の雇用法を出発点とした、ケインジアン・ポリンガーが国境の壁につきあつたというところに国内的政策目標と国際環境のコンフリクトをとらえられたと思う。しかし完全

境の中では肯定的方向を向いている。むしろ戦後の国際分業は、動態的に発展するところに特徴があり、そういう意味では輸入代替工業化というのは、国際環境に背を向けてというよりも、むしろ先進諸国こそこれに対して歩調を合わせしていくべき課題であった。背を向けたのはむしろ先進諸国の方ではないかというとらえ方も考えられる。

さらに、あえて問題を探すとすれば「労働集約における比較優位を、ますます強めることによる」輸出志向工業化を推奨したのでは、生活水準の向上や実質賃金の上昇というターゲットとの関係はどうなるか、という点を論じなければならないと思う。

最後に五井報告であるが、これは今回のテーマ構成、とくにサブタイトルの視点からみて、前の二報告と問題をかみ合わせようとするれば難しいことになる。そこで、あえて前二者における問題からアナロジーを行なうと、ソビエトと他の東欧諸国との間の政策ターゲットの矛盾というものが現実意識に浮び上がってくる。そういう点からいえば、それが最も最初に顕著に現われたユーゴについて報告を聞くことができたのは意味がある。

問題は大きくわけて二つあると思う。一つは体制上の問題であり、他は産業構造から起る国際分業の問題である。前者は、かつてのソビエト的中央集権体制から分権化への移行のために生ずるコンフリクトであり、後者は社会主義圏内の比較的後進型の国が西欧貿易を志向する問題である。現実の政治では両者はイデオロギー的にからみ合って問題になったが、本質的には一応別の問題である。

第一の問題についての五井報告の接近について印象をいえば、それはあまりにもユーゴと他の東欧諸国とのパターンの違い、あるいは

はコンフリクトに目を向けすぎているように思う。たしかにその側面も重要である。そして政治的にはコミニンフォルムの攻撃はたしかにそのような型をとった。しかし経済体制的にはユーゴは今日の東欧の分権化問題の最も早い代表者であって、その意味ではユーゴを含む東欧諸国とソビエトの（とくにスターリン的ソビエトの）体制とのコンフリクト、あるいはもと穩やかに言えば、比較対照の側面の方が重要であると思う。一九一七年以來長い間ソビエトがたどってきた道だけが社会主義経済の唯一の道でなく、他に無数のバリエントがあることを最も早く問題提起したのはユーゴであり、他の東欧諸国がそれにつづいたといつてもよい。

これに関連した副次的問題点は、ランゲとブルスを同じパターンにとらえている点である。ランゲ段階では利潤導入とかインセンティブの問題は出ていないし、分権化の主張もまだそれほど強くない。ブルスとなると、むしろユーゴ型に近くなり、ポーランドにおいても容れられなかつたぐらいである。

つぎに、西欧との経済関係の志向の問題を体制というよりもむしろ産業構造的必要性から分析すべきであると思う。とくに、extensive growth から intensive growth への転換ということになると、この必要性はどのように変化して行くか、これは「体制収束論」などとは別の問題であると思う。現実の政治ではたしかにソビエトとの争点として一緒に現われたことが多いが、これは体制でなくむしろ産業構造的問題であろう。

以上、三つの優れた報告から無理矢理に問題点を探し出して報告者に投げかけたが、このために三報告のメリットを多少とも損うようなことがあったとすれば、それはわたしの責任である。

総括

新野 幸次郎
（神戸大学）

1 私は、この大会共通論題を企画したプログラム委員会の一員であつたことのため、この難しい問題の座長を命ぜられることになつた。このテーマについて専門的な知識をもつてゐるからではない。したがつて、この総括も、言葉の眞の意味では、たんなる感想に止まる。このことは、あらかじめ断つておかなければならぬ。

共通論題の決定については、色々な議論がでたが、最終的には当番校の要望もあつて、今回のテーマが設定された。「経済政策の国際比較」という問題それ自体は、かつてカーシェンが一つの接近を試みたものである。しかし、不幸にしてわが国ではこの問題についてのまとまった研究は今までのところはみられない。そのかぎり、日本経済政策学会がこうした研究の進展を期待して、このテーマを取り上げたことは、それなりに意義のあることだといわねばならない。このことはもちろん、この共通論題がそのテーマの新しさのために有意味であることを意味しない。問題提起それ自体が重要な現代的意義をもつてゐるのである。すなわち、経済政策の中心的課題の一つは、周知のように、設定された政策目標と、それと政策手段の対応関係を明確に規定することにある。ところが、各国の直面している経済的諸問題は、それぞれのおかれている国際環境とそれぞ

れの国の経済構造および経済体制の相違に基因して異なつており、政策目標の内容とその数および政策手段の内容とその数も異なつてゐる。したがつて、現代の経済政策を体系的に把握しようとするれば、各国経済政策の比較経済体制論的研究を積み重ねてゆくことが必要となり、そのこと自身、それぞれの国の経済政策の策定に当つて大きな意味をもつてゐると思われる。

2 しかし、そのためには、各研究者が協同研究のなかで、共通の問題意識と接近方法とに従つて、かなり長期にわたつて協力してゆくことが要請される。このような準備をしないで、大会のような短い時間に報告をし、質疑応答をするのでは、下手をすると各国経済事情の分析に終つて、国際比較という段階まで到達しないかもしれないという危惧があつた。そこで、奥村・村上・五井の三氏には、とくにお願いして、大会以前に集つて頂いて共同討議をして頂くといふ手続きをとつた。しかしながら、何としても共同研究というところまで、十分な時間をとることができなかつたために、「経済政策の国際比較」というところまでは進むことができなかつた。この点は、いうまでもなく、このテーマの難しさのために、当初報告を断わられていた三氏に、無理矢理に報告を押しつけたプログラム委

員会の責任であって、報告者の能力の問題ではないことを、あらかじめご諒解願いたい。

3 奥村氏は、その報告「戦後アメリカの経済政策とその国際的条件」において、戦後アメリカの経済政策目標が、当初は完全雇用と経済安定とに、またのちに、経済成長の促進におかれるようになつたが、その政策手段の不十分さのために、結局は失業とインフレと国際収支の悪化に悩まされることになった経過を明快に分析された。アメリカ経済論の専門家としての水準の高い示唆の多い報告であつたが、国際比較という点からいえば、同じ先進資本主義国のかでも、たとえば、西ドイツ、日本型のそれとの比較検討の観点からとりあげて頂けば、一層問題点が明確になつたのではないかと考えられる。また、加藤寛氏が質問された論点、すなわち、こうしたアメリカの三重苦が、国際通貨改革を含めた国際および国内経済政策によって、どの程度改善される可能性をもつのかといった吟味も、問題の一層の解明に役立つたであろうと思う。

4 村上氏は、その「発展途上国の経済政策」において、アセアンを構成している東南アジア五カ国を対象として、それぞれの国がおかれている国際環境のなかで、とりあげた政策目標とその達成のための政策手段を検討し、とくにこれらの国々が「輸入代替的工業化」から「輸出指向型工業化」に移行した経過とその問題点とを明確にされた。そのさい、各国間の経済的平衡を目的とする国際的計画化の原理の確立を訴えられたが、その具体的な論理はどのようになつているのか、という疑問が残つた。これは、いま自らに有利な国際環境を相互協力の形態で自ら創り出してゆくことが必要である

といわれる氏の論理と関連しているが、私としては、開発経済学の専門家である氏に、この点の解説を期待したい。また、発展途上国の場合、先進国とは違つて、同じ政策目標の達成のために、異なる政策手段が必要になるといった事態があるのか、ないのかも、私はさらに突込んで教えて頂きたいことの一つであった。

5 五井氏は、東欧社会主義のなかでの資源配分組織の再編成を、その国際環境の変化と経済発展のなかにおける政策目標の変化に対応するものとして捉え、社会主義経済の分権化改革の意義とその将来の動向を解説された。永年にわたる研究成果の総括であるだけに示唆の多い報告であつたが、経済的福祉（効率ではなくて）の増大と分権化との関係およびそれと密接な関係をもつ東欧諸国間での分権化の相違をもたらす要因との関係などについて、さらに原理的な説明をうけたいという願望が残つた。

6 ともあれ、テーマ解説の難しさのために、報告者には苛酷な要求を押しつけることになつたが、個々の報告はきわめて水準の高いものであり、こんごこうした研究を積み重ねることによって、言葉の眞の意味における経済政策の国際比較への道が拓かれるのではないかという期待を高めることができた。これを機会に、わが国において、この分野の研究が、多数の研究者の協同によって飛躍的な発展をすることを期待したい。

〈専門部会〉

第一回専門部会報告について

今年度から、大会報告の前日に、専門部会が設けられることになったときさつについて、まずふれておきたい。

日本経済政策学会が昭和十五年に創設されて以来、途中、戦争・破壊・そして再建へと苦難の連続でありながら、学会を持続させていこうとする先輩会員のみならぬ熱意と努力によって、昭和四十五年に三十周年をむかえるに至った。

すでに十五周年にはこれを記念して、学会の共同労作が公刊されているが（伊東岱吉編『戦後日本の工業政策』、山中篤太郎・長守善編『戦後日本の経済政策』、宮田喜代蔵・藤田敬三編『日本経済政策の展開』、松尾弘・山岡喜久男編『日本経済政策史年表』）三十年という歳月は、学会の歴史にとって記念すべき金字塔といえるであろう。そこで、その年を出発点にして、学会幹事が何回となく會議をもち、学会二十五周年記念となるべき共同の作業について検討を重ねてきた。その結果、常任理事会の了承のもとに、全国的シンポジウムを開催することを企画し、さらにシンポジウム・プログラム委員会を結成し、今回実施の運びに至ったものである。

その要領は、第一に、テーマを、経済政策の原流を尋ねる意図を

全国シンポジウム・プログラム委員会

もって、「政策思想の流れ」に焦点をあてる。第二は、各部会ででき得る限り、このテーマに沿った報告会をおこない、第三に、全国的シンポジウムとして大会前日にこれを開催する。このような方式で数年にわたって継続し、最後に集中的シンポジウムをおこなうという方式である。

このよう的方式にのっとって、今回はその第一回を開催したものである。報告は政策思想の原流を尋ねて、まず、今日の政策思想の中心的学説の一つであるM・ウェーバーの政策思想と、G・ミュルダールの政策思想とをとりあげることにした。大会主催校の御尽力と、最適任の報告者を得て、各報告二時間（報告一時間、質疑応答一時間）、合計四時間という長時間討論会は、熱心な討議によつて盛会裡に終始した。

さて報告の第一。大林氏は、ウェーバーが「神々の争い」として科学から排除しようとした「究極的立場」は、それが具体的な問題を通して追求るべき問題であったと解する。と同時に具体的な状況の中で提示された具体的な発言や具体的な態度を不用意に一般化したり具体的な状況から切り離して論ずることへの警告がウェーバーの本

旨であったというわけである。

報告の第二。G・ミュルダールの政策思想については、加藤寛氏がミュルダールの思想的遍歴をまず解説し、次いで丸尾直美氏がミュルダールの政策思想を、(1)政策目的を明示・検討し仮設する立場、(2)政策主体そのもののあり方を検討する立場、(3)福祉派の経済政策論であると指摘し、そこからさらにすんで、福祉指標の作成・体系化を考え、客觀性と実行可能性の両立により接近すべきであると提言された。

ミュルダールがその著『経済学説と政治的要素』の中で、古典派経済学以来の経済学の中に含まれている自然法的要素を摘出し、価値判断排除を主張したM・ウェーバーでさえ、合理主義という価値判断を含んでいると指摘し、価値の問題については、その利害対立の場を明かにして価値前提を明示することが必要であるとしたのは、よく知られている。その意味でミュルダールはウェーバーと対立しているという見方が一般的であった。

その後、このミュルダールの考え方は三つの潮流を示したといえよう。第一は、M・ウェーバーよりも、より徹底して価値判断を厳しく排除し、政策目的については一切分析を加えず所与として設定し専ら技術的展開をおこなうという流れである。第二は、社会科学における交渉の場を、社会心理学的に分析していく流れである。第三は、これこそミュルダールの辿った道であったが、福祉を前提として明示し政策論を展開していく流れである。

M・ウェーバーの考え方には、この第一・第二の流れに沿って発展されていたのに対し、大林氏のウェーバー解釈はむしろ、この第三

の流れに沿っているようである。すなわちウェーバーの考えは究極的立場を具体的問題を通して追求し、しかも一般化することは厳しく拒否し、具体的問題を通して究極的立場の普遍的意義を考察することであった。このように考えられるウェーバーは、ミュルダールとむしろ共通の問題意識の上に立ち、価値判断排除論によつて政策論的志向を喪失していた経済学に、政策論としての重要性および科学性を想起させたといえるのではなかろうか。しかしながら、この流れが科学的政策論としてその存在を主張し得るためには、丸尾氏の展開にあるように福祉指標の体系化の方向をつきすすめていくべきであろう。

マックス・ウェーバーの政策思想

— 責任倫理の立場と政治的成熟 —

大林信治
（神戸商科大学）

一 問題の所在

私はさきに、第二十五回大会で、マックス・ウェーバーの政策論の基本的性格を明らかにするために、その「政策論的思惟の構造」をできるだけかれの思想との全体的連関において捉え、ウェーバーにおける「実践と科学との連関」の在り方を解明することによって、その「科学的」政策論の意味と意義とを確認するとともに、かれの「政策論的思惟」の背景をなす独自の思想の一端を明らかにした。それは同時にまた、従来のウェーバーの政策論（とりわけその方法論）の理解に対する一つの批判的な問題提起でもあった。

このきわめてユニークなウェーバーの政策論的思惟の展開が、一九世紀から二〇世紀の初めのヨーロッパの、とくにドイツの特殊な問題状況のなかで、かれに独自の思想的自覚を背景として、しだいに深化されてきたものであることはいうまでもないが、その問題状況が具体的にどのようなものであり、またそれが歴史的にいかに生じてきたかということは、その時の主題ではなかった。むしろ世界観の対立の尖鋭化、すなわち「神々の争い」という現代文化の宿命のもとで、ひとが政治的実践において「不毛の興奮」や「ロマンチ

ックな自己陶酔の大言壯語」に陥ることなく、ザッハリッヒな現実認識にもとづいて、できるだけ合理的に、しかも責任をもって決断的に行行為するときの、その主体の在り方の論理的構造を問題にしたのであった。その限りにおいてさきの「政策論的思惟の構造」は直接ウェーバーの政治的立場やその政策思想を内容的に明らかにするものではなかつた。「思想」といつてもただウェーバーにおける「実践と科学との連関」の在り方を理解するのに必要な限りにおいて、きわめて一般的に、抽象的な形でかれの「究極的立場」に言及したにすぎなかつた。

しかし、その「思惟の構造」をいかに論理的に展開してみても、それが現実の具体的諸問題に対して実際にどのように生かされているかを見るのでなければ、それは実体のない方法論のから回りに終ることになりかねないし、またその「究極的立場」についても、それをただそれだけとり出して語ることは、ウェーバー自身も言つているように、「無駄なおしゃべりとセンセーションを与えるだけで、それ以外何にもならない」という批判を免れ難い。実践的みて重要なことは、それが現実の具体的問題に対してどのような態度としてあらわれるかということであり、また実際の態度としてあらわれ

たことから、その「究極的立場」というものも判断されるべきであるということである。

この点に関して、外ならぬマックス・ウェーバーは、かれ自身の長年の経験と原理的な確信とによって、つぎのような立場に立つようになつたと告白している。すなわちそれは、「きわめて切迫した、まったく具体的な問題に対する態度について、自分が『究極的』と考える自己の立場を吟味することによってのみ、自分が実際に意欲していることが各人に明晰になるのだ、という立場」である。ウェーバーにおける方法論的反省がつねにこのように、「きわめて切迫した、まったく具体的な問題に対する態度について、自分が『究極的』と考える自己の立場を吟味する」ということと不可分に結びついていたことを忘れてはならない。そしてこれはまたわれわれ自身の政策論的研究における方法論的位置でもなければならないと思う。

とにかくここでは、このような観点から、ウェーバーが実際におかれていた現実の具体的問題状況のなかで、かれがどのような態度をとり、またどのような意見を述べたかを究明することによって、ウェーバーの政策思想の具体的な内容を明らかにするとともに、それを通じてかれの政治的実践における「究極の立場」にひとつの光を当ててみたいと思う。もちろんウェーバー自身も初期から中期、後期とその政策思想はかなり内容的に変化しているので、というより深化してきているので、それを多面的かつ重層的に捉えるためには、周到かつ着実な論究が必要であるが、ここではとりあえずつぎの各項目について簡単に触れるに止めた。このなかで、ウェーバーの

方法論的反省がどのように深化していくかを捉え直してみることもまた、かれの方法論の実践的意味を理解する上できわめて重要なと思われる。

もちろん、具体的な問題状況のなかで提示されるウェーバーの具体的な発言や具体的な態度を不用意に一般化したり、具体的な状況から切り離して抽象的に論じたりすることは慎しまなければならない。具体的な問題に対する具体的な態度はその形の上では必然的にその時々の歴史的、社会的諸条件によって制約されているからである。しかし、だからといってただちにその故をもって批判し去るのではなく、そこに普遍的意義を見出し、われわれが現代の諸問題を考える場合の重要な示唆を受けることが大切であろう。

二 ウェーバーの政策的思惟の出発点

— ビスマルクの現実政策とその遺産に対して —

ウェーバーの政策思想がはじめてまとまつた形で積極的に展開されたのは、一八九五年のフライブルク大学での就任講演「国民国家と経済政策」においてであるが、それに入る前に、ウェーバーがそういう立場をとるようになった背景というか、初期におけるウェーバーの政策的思惟の出発点というものを明らかにしておきたい。

その際何よりもまず問題となるのはビスマルクの現実主義的な権力政治とその遺産に対するウェーバーの態度である。ウェーバーの生れた一八六四年はビスマルクの対デンマーク戦争の年であり、いわばウェーバーはビスマルクの力の政策とともに生れたのである。そして一八六六年以來ビスマルクを支持するようになつた国民自由

党の代議士の家でその豊かな少年時代を過ごした。国民自由主義の立場はウニーバーの最初の出発点であったというだけではなく、晩年のある手紙のなかで、かれはみずからを国民自由主義の相続人であると自認してさえいるのである。たしかにナショナルな要素とリベラルな要素とはウニーバーの政治的生活と人格を形成する二つの根本原理である。ときにナショナルな面が強調され、あるいはリベラルな面が強調されるとしても、いずれの場合にもつねに他の面が不可分に結びついているのである。かれの「政治的成熟」という概念もこの二つの要素の統一において理解されなければならないであろう。

ひとたび帝国建設が法律的に完成すると、ビスマルクは非妥協的な反議会主義的皇帝派の正体をあらわし、一八七八年には関税政策をめぐる利害の対立を巧みに利用して、軍事法案や社会主義者鎮圧法をもち出し、これによって直接社会民主党に弾圧を加えるとともに、国民自由党的分断工作を企てた。ビスマルクの全政治は議会内に強力な自立性をもつた立憲政党を固まらせないようにし、武断的専制政治によって国民の運命を導いていくことであった。

このビスマルクの現実政策(Realpolitik)は、ウニーバーの生涯に消えることのない刻印を残した。とくにその対外的な現実政策はウニーバーに権力国家の観念を強く植えつけた。これは「ヨーロッパの世界的列強のなかのドイツ」という地理的条件によって制約されていた。またすぐれた資質をもつ政治的指導者のイメージをウニーバーはビスマルクから受けとっていた。もちろんこのことは、ビスマルクがドイツを最終的によくしたかどうかということは別であ

る。むしろウニーバーは、ビスマルクがドイツの自由主義を破壊し、国民の政治的教育をなぞりにすることによって、自分をますます必要不可欠な存在とし、国民に盲目的な帰依と服従を習慣づけたことは、ドイツの将来を危くするものであると考えた。そこで、ウニーバーが何よりもまず重要と考えたことは、「政治的思惟の自主性と精神の自由に向って国民を教育すること」すなわち国民の政治的成熟のために尽力することであった。そしてこの故にトライチニケの教育法に対してくり返し反対したのであった。それというのも、トライチニケは、国民自由党的分裂後、右の自由保守派に走り、自分の聴講生に対して講壇から、ビスマルクとホーエンツォレルン五家のへの感激をかきたて、かれらの反ユダヤ主義を煽っていたからである。このような国民の無批判なビスマルクへの帰依と政治的判断力の低下に対して、ビスマルクをきびしく批判し、ビスマルク体制の内部的脆弱性にウニーバーの目を開かせたのは伯父のヘルマン・バウムガルテンであった。この伯父との交流はウニーバーの政治的展開にとって重要な意義をもっている。

しかし、八〇年代の後半、内政および外交の見通しがますます暗くなつてくるなかで、ウニーバーはバウムガルテンのようにただペシミズムに陥ることなく、かれの新しく目覚めた社会的関心は国民党の外に道を求めるさせた。かれはもはや父祖の政治的遺産に甘んじることなく、政治思想と目標設定の新風を求めて、マンチニスタ派に反対する経済学者のあるサークルに参加し、講壇社会主義とも接触するようになった。講壇社会主義者のきわめて官僚主義的性格に強い嫌悪を覚えながらも、ウニーバーは社会政策学会に加わ

り、そのアクティブ・メンバーとなつたのである。しかし、ウェーバーの社会的関心は、かれの身近かな人々、すなわち、母親や伯母のイダ、いとこのオットー・バウムガルテンなどの心を捉えていた。宗教的社会的関心であつたということによって、あたたかいニュアンスを帶びていた。つまり社会問題に対するウェーバーの態度のなかには、たんに現世の幸福とか福祉ではすまない問題、すなわち、人間において貴重であると思われるものをはぐくみ育てていこうという視点が含まれていたのである。

三 経済政策の「究極的」価値規準

——東エルベの農業労働者問題をめぐって——

一八九〇年代のドイツは全体として大きな転換期であり、重大な社会的経済的危機に直面していた。こうした危機意識がウェーバーの政策的思惟の出発点にあつたことはいうまでもない。ウェーバーは、一八九一年頃から社会政策学会の共同研究の一環として東エルベの農業労働者問題を調査し、九三年のベルリン大会ではそれについての現状分析をするとともに、社会政策学会の主流派に対して「叛逆児として」政策的な問題提起をした。当時、東エルベの農業労働者問題の解決は、ウンカーの経済的危機と相俟つて、緊急の課題となっていたが、ウェーバーはそれをドイツ国家の現状に対する危機意識から、東部におけるボーランド人農業労働者の大量の流入は国家理由(Staatsräson)の観点からみて非常に危険であると考えた。というのは、東エルベのウンカー的經營が伝統的な家父長的な関係を破壊して資本主義化し、経済合理性の観点からみて有利な、

低廉なボーランド人労働者を大量に使用していたからである。ウェーバーは国民的観点からこのウンカー的經營とその労働制度を分析し、ウンカーにはもはやドイツの国民的利益を代表する資格も能力もないと考えた。われわれはここに、ウェーバーの近代化の構想が強くナショナリズムに裏打ちされていることを知る。

上述のフライブルク大学での就任講演は、当時のきわめて切迫した具体的な問題に対するウェーバーの立場を積極的に展開したものであり、従来の経済政策の「固有」の価値規準に対して方法論的に批判を加え、新たに経済政策の「究極的」価値規準として国民的観点というものの重要性を訴えた。そして経済政策上のすべての事業の根底に横たわっている問題は、たんに未来の人間がどのよう暮しきをするかということではなく、どのような人間になるかということ、したがつて人間としての偉大さや気高さを形づくると思われる資質をいかに国民のうちに育てあげるかということにあるというのである。また経済学についても、ウェーバーは、それが人間に関する科学であり、したがつてそこでは経済的社会的条件によつて育てあげられる人間の質が当然問題となるという。

このように、ウェーバーにおいてはナショナルな関心はきわめて文化的な傾向をもち、国民的利己主義とは根本的に区別されなければならない。ウェーバーは、国民が固有の文化を主張し、その国民的特質を守りぬき、一層発展させるための闘いとして、国民の永続的な権力関心が最終的な決定権をもつという。もちろんウェーバーはそれを科学の名によつて主張するのではない。むしろこれについてははつきりとつぎのようにいう。すなわち、現状において価値判

断を下す当人が、自分の判断の究極にある主観的核心というか、自分の観察した過程に対し一定の判断を下す源泉である理想というものを他人にも自分にも十分明晰ならしめること。しかるにもしそれが行なわれず、意識的な自己統御の欠けていいるところでは、自身の自覚的な価値判断を一般にしないでやっているのだという幻想をもち易く、結局そこでは、反省によって調整されないままの本能とか同情とか反感とかのとりこになり、経済過程の分析や説明の際にもその前提が気づかぬうちにその過程に対する判断をも左右することになると。

つぎに、この国民的観点というものを政治的成熟という問題に関連させてみるとどうなるだろうか。ウェーバーにとって社会諸階級の政治的成熟ということは、かれらが国民の永続的な政治的経済的な権力関心を優先させることを心得てゐるかどうかによつて判断される。平穏無事な時期にはナショナルな政治的意識は国民大衆の意識にのぼることなく、意識下にしづんでしまつてゐるが、このような時期においてナショナルな政治的感覚の担い手であることが政治的経済的な指導階級の特有の責務である。この点で、ユンカーは外的にドイツ統一を実現したが、内的に国民を統一することはできなかつた。したがつて、当面の課題は国民の政治教育のおくれをいかにとり戻すかにあるのだが、ドイツ・ブルジョアジーはドイツ統一の達成に酔い痴れて政治的判断力を低下させ、国民の権力的関心の担い手としては凋落しつつあるのに、労働者階級はまだそれに代るだけの成熟の兆を示してゐない。

こうした全般的な政治的不成熟のなかで、国民を政治的に教育す

るという課題がウェーバーにとって切実なものとなり、各人が身近かなところからこの課題の実現に貢献することが何よりも重要な義務であると思われた。しかし、ウェーバーが政治教育という場合、何よりもまずかれが警戒し、はつきり区別せんとしたのは、安易に政治を倫理化したり、倫理的理想を無邪気に楽観的な福祉の希望と同一視したりする傾向である。これらはウェーバーのいう政治教育とはまさに反対物である。重要なことは歴史に対するわれわれの責任の意識を培い、われわれが偉大な時代の先駆者となることである。

要するに、この時期におけるウェーバーの政治的成熟の問題はもっぱら国家の指導的階級のそれであり、政治的に未成熟な階級について政治的指導権が握られることの危険性を強く訴えているのである。

四 価値判断論議の要請とその実践的背景

—社会政策学会との対質—

ウェーバーにおける科学的認識と価値判断の峻別の問題は、『客觀性』の論文において方法論の問題として展開されているが、この問題はその後の社会政策学会の大会でも絶えずウェーバーの議論の中心となり、その論争が一つの頂点に達したのは一九〇九年のワイン大会においてであった。このときゾムバートが、ブロンドの女とブリュネットの女とどちらが美人であるかは学問的に立証しえないことであり、その限りわれわれはそれについて議論することはできないといって、ウェーバーの価値判断論争の立場を弁護したこと